

学 生 便 覧

平 成 27 年 度

広島大学大学院生物圏科学研究所

○ 生物圏科学研究科の理念

生物圏科学研究科は、人間と自然の調和的な共存を図るため、生物圏における現象の科学的な解明と問題の解決を通して、人類の福祉と平和に貢献する教育と研究を推進します。

○ 生物圏科学研究科の目標

生物圏科学研究科は、以下の教育と研究を実践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の高度専門技術者・研究者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成します。

- 1) 自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開
- 2) 生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発
- 3) 生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発

学 年 歷

区 分	期 間
春 季 休 業	4月 1日～ 4月 7日
前 期 授 業	4月 8日～ 8月 10日
夏 季 休 業	8月 11日～ 9月 30日
後 期 授 業	10月 1日～ 12月 25日 1月 6日～ 2月 15日
創 立 記 念 日	11月 5日
冬 季 休 業	12月 26日～ 翌年1月 5日
学 年 末 休 業	2月 16日～ 3月 31日

授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8：45
	9：30
2	9：30
	10：15
3	10：30
	11：15
4	11：15
	12：00
5	12：50
	13：35
6	13：35
	14：20
7	14：35
	15：20
8	15：20
	16：05
9	16：20
	17：05
10	17：05
	17：50

目 次

生物圏科学研究科の理念・目標
学年歴・授業時間
沿革
教育課程の編成方針・学位授与に関する方針

I 教務関係

博士課程前期・後期（共通）

1 研究科細則	1
2 履修手続について	6
3 大学院共通授業科目等について	7
4 教育職員免許状（理科）の取得について	12
5 牛の家畜体内受精卵移植師、家畜体外受精卵移植師免許資格について	14

博士課程前期（修士）

6 授業科目と履修方法について	15
7 履修上の注意（博士課程前期）	22
8 修士論文の審査と最終試験について	26
9 修士論文提出等の日程について	27
10 修士論文の手続きについて（フローチャート）	28
11 修了判定に必要な教育記録システム上での手続について（フローチャート）	30
12 修士論文等の提出について（作成要領）	32
様式集（修士）	(p. 37-p. 42)

博士課程後期（博士）

13 授業科目と履修方法について	43
14 履修上の注意（博士課程前期）	46
15 学位規則（研究科内規）	49
16 博士論文提出等の日程について	51
17 博士論文の手続きについて（フローチャート）	52
18 修了判定に必要な教育記録システム上での手續について（フローチャート）	54
19 博士論文等の提出について（作成要領）	56
様式集（博士）	(p. 63-p. 74)

II 学生生活関係

1 学生への連絡について	75
2 学生証（ICカード身分証）について	75
3 構内駐車証・パスカード及び構内駐輪証について	75
4 授業料免除等について	76
5 奨学金について	76
6 保険について	76
7 保健及び相談施設について	77
8 証明書自動発行機について	78
9 事件・事故発生時の対応マニュアル	80
10 広島大学附属図書館利用案内について	82
11 留意事項	84

III 規則関係

○ 広島大学通則	85
○ 広島大学大学院規則	103
○ 広島大学学生交流規則	119
○ 広島大学学位規則	123
○ 広島大学授業料等免除及び猶予規則	135
○ 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	143
○ 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	145
○ 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	150
○ 広島大学科目等履修生規則	153
○ 広島大学学生表彰規則	158
○ 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	160
○ 広島大学学生懲戒指針	162
○ 広島大学学生懲戒指針の運用について（申合せ）	167
○ 広島大学学生生活に関する規則	169
○ 広島大学学生証取扱細則	171
○ 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	174
○ 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	176
○ 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	178
○ 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要領	182
○ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	185
○ 広島大学研究生規則	186
○ 広島大学研究生規則生物圏科学研究科取扱内規	189
○ 広島大学外国人研究生規則	190
○ 広島大学ハラスメントの防止等に関する規則	193
○ 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	196
○ 学業に関する評価の取扱いについて	212
○ 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	214

IV その他

・生物圏科学研究科教育担当教員一覧	215
・生物生産学部配置図	219
・総合科学部配置図	221

学生支援室 連絡先

沿　　革

- 昭和 24 年 5 月 31 日 昭和 24 年法律第 150 号国立学校設置法により広島大学水畜産学部（水産学科、畜産学科）設置
- 昭和 24 年 6 月 1 日 実習船豊潮丸設置
- 昭和 25 年 5 月 16 日 附属図書館水畜産学部分館設置
- 昭和 28 年 8 月 1 日 附属農場（深安実験牧場、川口農場、賀茂牧場）設置
- 昭和 34 年 3 月 1 日 実習船豊潮丸二代目竣工
- 昭和 36 年 4 月 1 日 水畜産学専攻科（水産学専攻、畜産学専攻）設置（昭 36.4.1 学大第 165 号）
- 昭和 38 年 4 月 8 日 附属農場（深安実験牧場、賀茂牧場）を福山市御幸町に移転
- 昭和 39 年 4 月 1 日 福山市沖野上町（現在緑町）に新校舎を新営し、学部の位置を大門町（旧大津野村）から沖野上町に移転
- 昭和 40 年 6 月 17 日 附属農場の御幸農場及び川口農場を御幸農場に統合（川口農場は畜産学科の川口実験圃場とした。）
- 昭和 41 年 4 月 1 日 食品工業化学科増設（昭 41 省令第 23 号）
- 昭和 42 年 4 月 1 日 附属図書館水畜産学部分館と附属図書館福山分校分館を統合し、附属図書館福山分館に改称
- 昭和 43 年 4 月 1 日 水畜産学部に置かれる学科は講座となった。大学院農学研究科（水産学専攻、畜産学専攻）修士課程設置（昭 43 政令第 60 号）。水畜産学専攻科廃止
- 昭和 44 年 4 月 1 日 附属水産実験所設置（昭 44 省令第 8 号）
- 昭和 45 年 4 月 1 日 大学院農学研究科に食品工業化学専攻増設（昭 45.4.1 学大第 20 の 12 号）
- 昭和 53 年 10 月 1 日 練習船豊潮丸設置
- 昭和 54 年 4 月 1 日 水畜産学部を改組し、生物生産学部設置（昭 54 法律第 11 号）生物生産学部に学科及び講座が次のとおり置かれた。生物生産学科海洋生物生産学講座、畜産科学講座、食糧管理学講座、生物基礎学講座、衛生微生物学講座、応用生化学講座、食品科学講座（昭 54 省令第 10 号）
- 昭和 58 年 8 月 31 日 川口実験圃場を廃止
- 昭和 60 年 4 月 1 日 大学院環境科学研究科修士課程及び大学院農学研究科修士課程を改組し、大学院生物圏科学研究科（環境計画科学専攻、生物機能科学専攻、生物生産学専攻）博士課程を設置（昭 60 政令第 72 号）
- 昭和 61 年 3 月 26 日 水畜産学部を廃止
- 昭和 61 年 7 月 31 日 附属農場が東広島市西条町大字下見に移転を完了
- 昭和 61 年 10 月 31 日 大学院農学研究科を廃止
- 昭和 63 年 3 月 31 日 生物生産学部が東広島市西条町大字下見に移転を完了
- 昭和 63 年 11 月 21 日 附属練習船基地を呉市宝町に設置
- 平成 3 年 3 月 31 日 附属水産実験所（箕島、鞆、熊野実験所）が竹原市竹原町 1294（元広島大学理論物理学研究所跡地）に移転を完了
- 平成 8 年 5 月 11 日 大学院生物圏科学研究科生物生産学専攻生物情報機能学設置（平 8 省令第 19 号）
- 平成 11 年 4 月 1 日 大学院生物圏科学研究科環境循環系制御学専攻設置（平 11 省令第 13 号）
- 平成 14 年 4 月 1 日 生物圏科学研究科の環境計画科学専攻、生物機能科学専攻、生物生産学専攻の 3 専攻を改組再編し、生物圏共存科学専攻、生物資源開発学専攻の 2 専攻に改組
- 平成 15 年 4 月 1 日 生物生産学部附属農場及び附属水産実験所を統合再編し、生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターを設置
- 平成 16 年 4 月 1 日 平成 15 年法律第 112 号国立大学法人法により国立大学法人広島大学設置
- 平成 18 年 4 月 1 日 生物圏科学研究科の生物圏共存科学専攻、生物資源開発学専攻の 2 専攻を改組再編し、生物資源科学専攻、生物機能開発学専攻に改組
- 平成 18 年 11 月 29 日 練習船豊潮丸四代目竣工
- 平成 22 年 4 月 1 日 生物圏科学研究科附属瀬戸内圏フィールド科学教育研究センターの一部改組

教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）

【博士課程前期】

- 1) 研究科および専攻が目的とする食料・環境・応用生命科学分野の高度な専門知識と専門技術を、専攻が編成した講義、演習、実験実習により習得させる。
- 2) 修士論文研究に積極的に取り組むことで、問題の理解と科学的な解決の方策、論理的思考、専門分野の先端的な知識と実験技術、科学倫理を学ばせる。
- 3) 多様な学生が幅広い生物圏科学領域の科目を学ぶことができるよう、各講義科目を1単位とし、基礎的科目と高度な水準の科目を編成する。
- 4) 研究成果を国内外の学会等で発表することを推進し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を向上させる。
- 5) 外国人特任教員による講義・演習をはじめとし、英語による講義・演習を積極的に取り入れる。

【博士課程後期】

- 1) 独創的、かつ先端的な博士論文研究に取り組むことで、問題の発見と科学的な解決の方策、論理的思考、専門分野の深い知識と実験技術、科学倫理を学ばせる。
- 2) 自立的に研究の構想、実験の実施、成果のまとめができる力を養い、自ら主体的に研究を開発することを習得させる。
- 3) 研究の成果を国内外の学会や学術誌に発表することを推進し、プレゼンテーション能力と学術論文をまとめる力を高めさせる。

学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）

【博士課程前期】

所定の年限在学し、研究指導を受け、所定の単位数を修得し、かつ、本研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格した者に、修士(農学)または修士(学術)の学位を与える。博士課程前期修了には下記の分野において、幅広い専門知識と研究技術および技術者倫理等を習得し、研究成果を国内外の学会等で発表するとともに、論文作成力、プレゼンテーション力を有することを目安とする。

【博士課程後期】

所定の年限在学し、研究指導を受け、かつ、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に、博士(農学)または博士(学術)の学位を与える。博士課程後期修了には下記の分野において、研究を自立して行うために必要な幅広い専門知識と研究技術、専門分野における問題の理解と科学的な解決の方策、論理的思考法、高いコミュニケーション能力を通して、研究成果をまとめる力をそなえていること、さらに、自立した研究者・高度専門技術者として研究の成果を国内外の学会や学術誌に発表できる、プレゼンテーション能力や学術論文をまとめる力をそなえていることを目安とする。

- 1) 食料・環境・応用生命科学分野における生命現象の機構、生物資源と生物機能の高度な活用
- 2) 地域と世界の食料と環境問題、環境と調和した持続的な生物生産活動

I 教務關係

**博士課程前期・後期
(共通)**

1. 広島大学大学院生物圏科学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院生物圏科学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の表に掲げるとおりとする。

	博士課程前期	博士課程後期
研究科	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に高度専門技術者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。	自然と調和する持続的な生物生産活動の創出と展開、生物機能・生物資源の活用とその高度利用技術の開発及び生物圏内の循環系を評価・予測・制御する技術の開発に関する教育・研究を実践し、地域・国際社会における応用生物学・環境学系の主に研究者として、時代と社会の要請に応え得る人材を養成する。
生物資源科学専攻	資源生物の生体機能と生態の解明、先端的生物生産技術の開発及び循環型生物生産社会システムの構築のための理論と方法を習得させる教育・研究を行うことにより、生物生産に関する高度な知識・技能を習得し、それらの実践的な応用を通して、社会に貢献できる人材を養成する。	資源生物の生体機能と生態の解明、先端的生物生産技術の開発及び循環型生物生産社会システムの構築のための理論と方法をもとに、研究能力と応用展開能力を習得させる教育・研究を行うことにより、生物生産に関する高度な知識・技能を習得し、それらの実践的な応用と発展を通して、社会に貢献できる人材を養成する。
生物機能開発学専攻	分子・細胞の視点から生物機能を理解して活用するため及び食資源の視点から生物資源を理解して活用するための理論と方法を習得させる教育・研究を行うことにより、生物機能及び生物資源の活用に関する知識・技能を習得し、それらの実践的な応用を通して、社会に貢献できる人材を養成する。	分子・細胞の視点から生物機能を理解して活用するため及び食資源の視点から生物資源を理解して活用するための先進的な理論と方法、研究能力及び応用展開能力を習得させる教育・研究を行うことにより、生物機能及び生物資源の活用に関する高度な知識・技能を習得し、それらの応用と発展を通して、社会に貢献できる人材を養成する。

環境循環系 制御学専攻	生物圏内の循環系の評価・予測・制御について、学外機関と連携しつつ教育・研究を行い、特に山・川・海にまたがる瀬戸内圏をモデル圏域とすることにより、地球規模に及ぶ広域環境を俯瞰でき、かつ、地域の要請にも応え得る人材を養成する。	生物圏における物質循環及び生物生産に関する評価・予測・制御について、地域から地球規模、過去から未来など多様な時空間尺度での教育・研究を行うことにより、地球環境や社会経済環境の変動に関して高度に専門的・即応的・国際的な対応能力を有する人材を養成する。
----------------	---	--

(教育課程)

第3条 研究科の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第4条 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第5条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法)

第6条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることができる。

3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院生物圏科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、研究科で修得したものとみなすことができる。

4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期の指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第7条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員を含む3人以上の指導教員を定める。

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、研究科長に直接願い出ることができる。

(研究題目)

第8条 学生は、主指導教員の指導により、入学後速やかに研究題目を研究科長に届け出なければ

ならない。

(教育方法の特例)

第9条 本研究科の課程においては、教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあっては4年、博士課程後期にあっては6年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第12条 学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

免 許 状 の 種 類	免許教科の種類
高等学校教諭専修免許状	理 科
中学校教諭専修免許状	

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第13条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に關連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査
(博士課程後期の修了要件)

第14条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の提出)

第15条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て修士論文題目届及び修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第16条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、指導教員の承認を得て博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第17条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則生物圏科学研究科内規(平成16年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。
(最終試験)

第18条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(休学)

第19条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならぬ。

(退学)

第19条の2 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならぬ。

(転学)

第19条の3 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

(転専攻)

第20条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、研究科長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(再入学)

第21条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するものは、学年の始めに限り教授会の議を経て、学長に願い出ることができる。この場合において、再入学した者の修業年限及び在学年限については、別に定める。

(雑則)

第22条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

(略)

附 則(平成27年3月19日 一部改正)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の教育課程については、この細則による改正後の広島大学大学院生物圏科学研究科細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2. 履修手続について

広島大学大学院生物圏科学研究科細則（第6条）に基づき、下記により手続を行ってください。

(1) 履修手続について

① 履修手続は、学内外のパソコンを利用して「My もみじ」から行ってください。「My もみじ」へは、広島大学のホームページ（トップページ）から接続できます。

広島大学のホームページ（トップページ）のアドレスは、

<http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html> です。

② 何らかの理由により、「My もみじ」からの履修登録ができない場合は、生物圏科学研究科学生支援室へ申し出てください。

(2) 履修登録期間について

① 履修手続は、各期の授業開始前1週間、授業開始後1週間を履修登録期間、授業開始後の第2週目を修正期間とします。

② 具体的な日程は、各期毎に「My もみじ」の掲示等により通知します。

③ 履修登録・修正期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則できません。

④ 集中講義等は各学部・研究科において、別途履修手続期間を設けて受け付けることがあります。

その場合は、「My もみじ」の掲示等で通知します。

⑤ その他、履修手続に関することは、「My もみじ」の掲示等で通知します。

(3) 履修手続の流れ

【履修登録前の準備】

① 学生便覧、時間割表、シラバス等を参照しながら、履修する授業科目を決めます。

② 履修する授業科目の科目名、曜日・時限、担当教員、講義コードをメモ等に控えておきます。

【履修登録期間】

① 大学内や自宅のパソコンからインターネットを使用し「My もみじ」に接続して、「履修」メニューから「履修登録・参照」を選択します。

② 履修登録画面から履修計画用の「時間割表」又はメモ等に控えておいた自分の時間割を確認しながら登録を行います。

* 履修登録画面を開いたとき、既に授業科目が登録されていることがあります。その科目は、登録を取り消すことができません。

* 登録時にエラーチェックを行います。エラーがあるときは登録できません。

* 「履修登録期間」中は、何度でも登録をやり直すことができます。

③ 全ての履修科目を登録し終えたら、登録した授業科目を再度確認し、間違いがなければ「My もみじ」を終了します。

【履修登録終了後】

履修科目の登録や取消はできませんが、履修登録された科目の参照はできます。

※ 「My もみじ」について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「My もみじ」に掲示しますので、一日一度は必ず「My もみじ」にログインして確認するよう心掛けてください。ただし、「My もみじ」が正常に稼働しない場合は、研究科の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。

掲示を見なかったために不利益を受けることのないように注意してください。

3. 大学院共通授業科目等について

○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは原則「My もみじ」で行ってください。

<平成 27 年度開講科目（基礎）>

社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター グローバルキャリアデザインセンター
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	
人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	
人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1	
理工系キャリアデザインⅠ (コミュニケーション、プレゼンテーション)	1	
理工系キャリアデザインⅡ (ファシリテーション)	1	
ストレスマネジメント	2	
実務マネジメント－キャリア開発の視点から－	1	
リーダーシップ手法－キャリア開発の視点から－	1	
長期インターンシップ	2	
論文英語修辞学	2	ライティングセンター 総合科学研究科
科学者のためのプレゼンテーション術	2	
コア科目 A（現代リスク論）	2	
コア科目 A（創造と想像）	2	
コア科目 A（総合情報論）	2	
コア科目 A（文明と環境）	2	
コア科目 B（現代リスク論）	2	教育学研究科
コア科目 B（創造と想像）	2	
コア科目 B（総合情報論）	2	
コア科目 B（文明と環境）	2	
学術文章の書き方とその指導法 —大学教員を目指して—	2	理学研究科
理学融合基礎概論 B	2	
社会実践理学融合特論	2	
科学コミュニケーション概論	1	
コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科 工学研究科
MOT とベンチャービジネス論（MOT-1）	2	
技術戦略論（MOT-2）	2	
知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2	
技術移転論（MOT-4）	2	
MOT and Venture Business (MOT-E1) (E)	2	
Technology Transfer (MOT-E2) (E)	2	生物圏科学研究科
学術ボランティア演習	1	

(E) : 英語で行われる授業科目

研究倫理涵養分野 (社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理 (Research Ethics) (E)	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究所

(E) : 英語で行われる授業科目

国際理解育成分野 (グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論 (※)	2	総合科学研究科
英米社会論 (国際関係) (※)	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 (地球市民と平和) (E) (※)	2	社会科学研究所
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究所
General Biosphere Science (2) (E)	2	
国際関係特論 (E) (※)	2	国際協力研究科
環境管理技術特論 (E) (※)	2	
経済開発政策特論 (E) (※)	2	
教育開発特論 (E) (※)	2	
アジア文化特論 (E) (※)	2	
平和と安全 (E) (※)	2	
恒久的平和と文化 (E) (※)	2	

(E) : 英語で行われる授業科目

※ : 平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。

なお、社会科学研究所及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

<平成 27 年度開講科目（専門）>

高度専門職業人養成分野 (高度な専門知識を養成する授業科目)

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
生命科学概論	2	先端物質科学研究所
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究所
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論 (E)	4	国際協力研究科
能力開発特論 (E)	2	

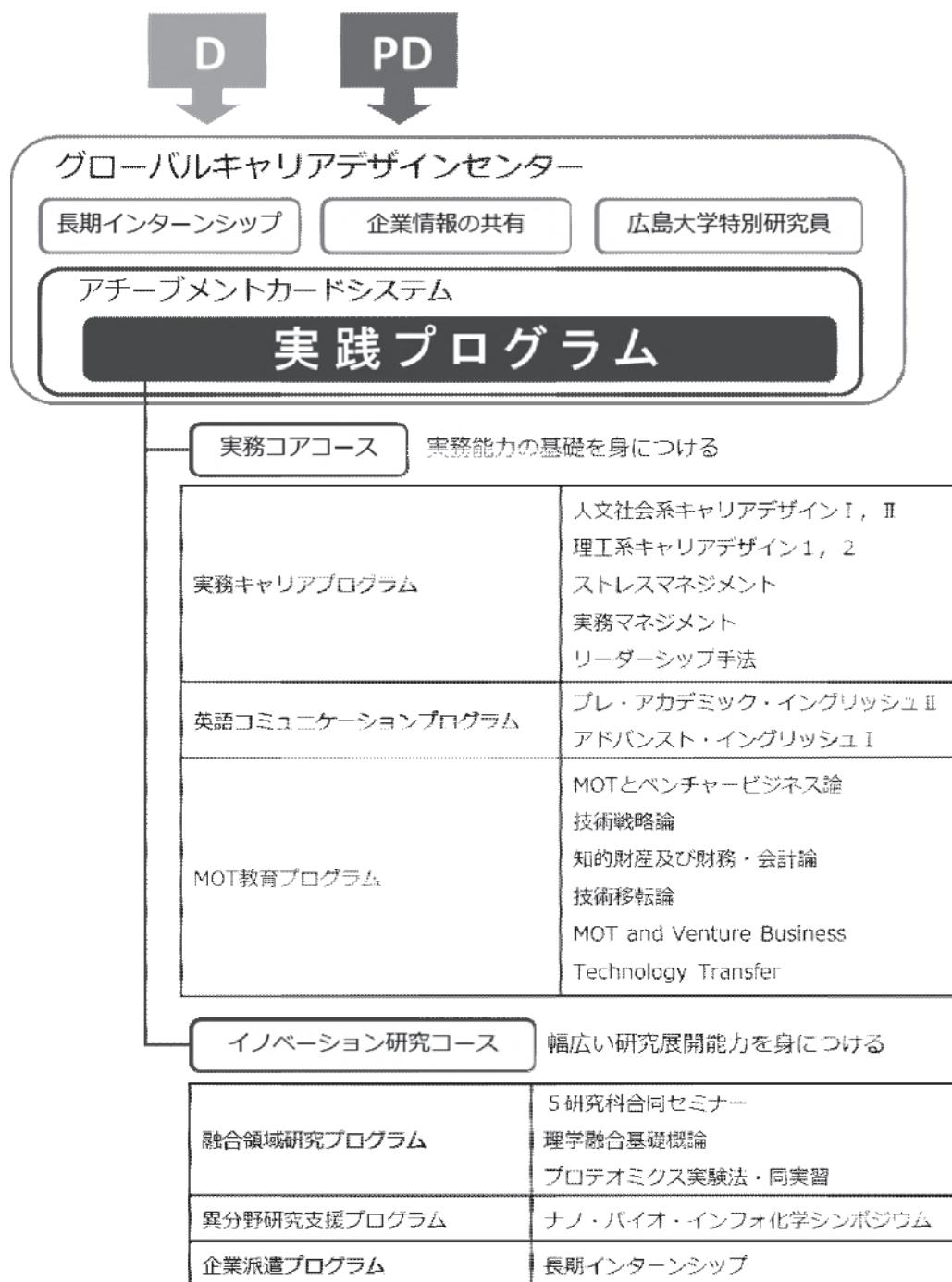
(E) : 英語で行われる授業科目

○グローバルキャリアデザインセンター提供プログラム

グローバルキャリアデザインセンターでは、すべての学生及び若手研究員（PD）を対象としたキャリア支援を行っています。

特に、博士課程学生（前期を除く）及び PD を対象に、新分野に挑戦する活力のある研究人材の育成を目的として、大学院共通授業科目および独自セミナーから構成する「実践プログラム」を提供しています。アチーブメントカードシステムを通じて、みなさんが各自のキャリア形成のために指導・助言を受けることができる体制を整えています。

ぜひ、このシステムを活用してください。



【グローバルキャリアデザインセンター提供プログラムについての問合せ先】

広島大学グローバルキャリアデザインセンター(若手研究人材養成担当)

Tel : 082-424-6213 Fax : 082-424-4565

E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp

URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/>

○ 「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

(受講対象者：理系の大学院生)

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは、循環型持続的社会基盤の形成に必要な知識・技術を習得し、個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には、必修科目（4 単位）と選択科目（4 単位）の単位取得が必要で、プログラム修了生には、「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

<平成 27 年度開講科目>

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学（環境科学入門）	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系物質論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	
	相関系応用論	2	
選択	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学 I	2	
	分析化学 II	2	
	理学融合基礎概論（隔年）	2	
	社会実践理学融合特論（隔年）	2	
	プロテオミクス	2	
	放射線反応化学	2	
	分類・進化	2	
	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学（隔年）	2	
	フロンティア生命機能工学（隔年）	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
	環境化学工学特論	2	
選択	環境高分子化学特論	2	工学研究科
	グリーンプロセス工学論	2	
	高分子工学論	2	
	超分子化学論	2	
	有機触媒化学論	2	
	材料物性化学論	2	
	物質移動特論	2	

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学 I	1	
	食品衛生微生物学 II	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
必修	海洋生態系評価論入門	1	資源環境学研究科
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】

広島大学 サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327

E-mail: hutt-qaa@office.hiroshima-u.ac.jp

URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/>

4. 教育職員免許状(理科)の取得について

学部卒業後、理科の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得している者が、下記表に示した所属している専攻の授業科目を24単位以上修得すれば、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与を申請することができる。

教育職員免許法に定める科目一覧表

教科名 免許法上 の 専門科目	専攻名	教科専門科目	
		免許法上の専門科目に相当する大学の専門科目	
理科の関係科目	生物資源科学専攻	家畜育種学	応用動物遺伝学
		家畜生殖細胞利用学	動物生殖細胞学
		家畜栄養管理学	家畜栄養生理学
		家畜環境生理学	家畜環境管理学
		家畜生体機構学	家畜機能調節学
		家畜生産システム学	人間動物関係学
		陸域動物生産学演習（A）	陸域動物生産学実験実習
		魚類神経行動学	水族感染症学Ⅰ
		水族病原微生物学Ⅰ	水族病原微生物学Ⅱ
		水界動物生態学Ⅱ	飼料生物生態学
		水産資源生態学	魚類社会生物学入門
		水族生化学特論	栽培漁業学入門
		水産応用増殖学	海洋生物多様性論
		浅海魚類生産学	水圈生物生産学演習（A）
		水圈生物生産学実験実習	瀬戸内圏フィールド科学演習（A）
		瀬戸内圏フィールド科学実習	動物分子遺伝学
		分子内分泌学	家畜生殖細胞利用学実験実習
		基礎家畜飼養学	家畜飼養学演習
		家畜環境生理学演習	動物管理学演習
		家畜機能形態学	家畜機能組織学
	生物機能開発学専攻	陸域生物圏フィールド科学入門	陸域生物圏フィールド科学演習
		魚類神経生理学	科学討論演習Ⅰ
		科学討論演習Ⅱ	水族感染症学Ⅱ
		水界動物生態学Ⅰ	飼料生物生態学演習
		水産資源学特論	魚類社会生物学特論
		水族分子生物学入門	栽培漁業学
		水産分子遺伝学入門	海域生物圏フィールド科学入門
		沿岸生物圏フィールド科学演習	
		応用免疫学	分子免疫学
		植物分子生命科学	蛋白質機能利用学Ⅱ
	生物機能開発学専攻	遺伝子制御学	分子細胞機能学A
		分子細胞機能学B	生態情報物質学
		天然生物活性物質論Ⅱ	生体高分子科学A
		生体高分子科学B	分子生命開発学演習（A）
		分子生命開発学実験	糖鎖生物工学
		水圏毒物学	畜産食品機能学
		動物資源生化学Ⅱ	食資源物理学Ⅰ
		食資源物理化学Ⅱ	食品工学
		食品プロセス工学	食品衛生微生物学Ⅱ
		食品病原遺伝子学	健康栄養科学
	生物機能開発学専攻	食品分子生物学	食資源科学演習（A）
		食資源科学実験	応用免疫学演習
		免疫生物学	蛋白質機能利用学Ⅰ
		基礎分子生物学	応用微生物学
		応用微生物学演習	生態系化学演習

教科名 免許法上 の専門科目	専攻名	教科専門科目	
		免許法上の専門科目に相当する大学の専門科目	
生物機能開発学専攻	天然生物活性物質論 I	遺伝子機能構造学概論	
	遺伝子機能構造学演習	水圏生物資源化学	
	水産食品衛生分析化学	畜産食品機能学演習	
	動物資源生化学 I	食資源物理学 II	
	食資源物理化学 I	食品製造工学演習	
	食品物性工学	食品衛生微生物学 I	
	食品病原遺伝子学演習	栄養生化学	
	ニュートリゲノミックス		
理科の関係科目	温暖化・物質循環論本編	気水圏物質循環論 II	
	気水圏化学計測論	水圏生態環境学応用編	
	海洋生態系数値解析学本編	植物栄養生態学	
	瀬戸内海環境制御論本編	耕地気象学 II	
	生物環境制御論本編	環境予測制御論演習 (A)	
	海洋生態系評価論	食物連鎖機構論	
	海洋共生生物学 II	深海生態学 II	
	植物環境評価論	植物養分循環評価論	
	土壤環境評価論	土壤微生物環境評価論	
	環境評価論演習 (A)	温暖化・物質循環論入門	
	環境教育演習	気水圏物質循環論 I	
	気水圏化学計測論実験実習	水圏生態環境学入門	
	海洋生態系数値解析学応用編	植物栄養学応用技術演習	
	瀬戸内海環境制御論入門	耕地気象学 I	
	生物環境制御論入門	海洋生態系評価論入門	
	食物連鎖機構論実践演習	海洋共生生物学 I	
	深海生態学 I	植物環境評価論入門	
	植物養分循環評価論入門	土壤環境評価論実践演習	
	微生物環境評価論演習		

5. 牛の家畜体内受精卵移植師、家畜体外受精卵移植師免許資格について

1. 免許資格取得方法とその課程

学部の課程において家畜人工授精師の免許資格を取得した者（広島大学においては、動物生産科学コースを修了し、家畜人工授精師の免許資格を取得した者）で、さらに、家畜体内受精卵移植師、家畜体外受精卵移植師の免許資格を取得しようとする者は、前期履修手続き時に学生支援室で講習会受講の申し出をし、夏季休業中などに開催される農林水産大臣指定の講習会を受講すること。所定の課程を履修し、修業試験で合格の判定を受けると牛の家畜体内受精卵移植師、家畜体外受精卵移植師の免許資格を取得することができる。この課程は次のとおりである。なお、本研究科で開講される「分子内分泌学」、「動物生殖細胞学」、「家畜生殖細胞利用学」、「家畜生殖細胞利用学実験実習」の授業科目を必ず履修すること。

(1) 学科

科目（専門科目）	時間
体内受精卵の処理	16 時間
体外受精卵の生産	4 時間
受精卵の移植	8 時間

(2) 実習

科目	時間
体内受精卵の処理	50 時間
体外受精卵の生産	21 時間
受精卵の移植	26 時間

2. 免許申請について

家畜体内受精卵移植師、家畜体外受精卵移植師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

免許は免許資格を有する者の申請に基づいて、家畜の種類別にその者の有する資格に応じて与えられる。なお、免許は全都道府県に効力を有し、その申請は所在地を管轄する都道府県知事に対して行うことになっている。

博士課程前期（修士）

6. 授業科目と履修方法について

別 表

生物資源科學專攻 (博士課程前期)

生物資源科學專攻 (博士課程前期)

履修区分		授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選択必修科目	コア科目	食料資源経済学演習（A）	2	1又は2	
		食料資源経済学実験	1	1又は2	
		瀬戸内圏フィールド科学演習（A）	2	1又は2	
		瀬戸内圏フィールド科学実習	1	1又は2	
選択科目		動物分子遺伝学	1	1又は2	
		分子内分泌学	1	1又は2	
		家畜生殖細胞利用学実験実習	1	1又は2	
		基礎家畜飼養学	1	1又は2	
		家畜飼養学演習	1	1又は2	
		家畜環境生理学演習	1	1又は2	
		動物管理学演習	1	1又は2	
		家畜機能形態学	1	1又は2	
		家畜機能組織学	1	1又は2	
		陸域生物圏フィールド科学入門	1	1又は2	
		陸域生物圏フィールド科学演習	1	1又は2	
		高度酪農フィールド科学演習	1	1又は2	
		魚類神経生理学	1	1又は2	
		科学討論演習Ⅰ	1	1又は2	
		科学討論演習Ⅱ	1	1又は2	
		水族感染症学Ⅱ	1	1又は2	
		水界動物生態学Ⅰ	1	1又は2	
		飼料生物生態学演習	1	1又は2	
		水産資源学特論	1	1又は2	
		魚類社会生物学特論	1	1又は2	
		水族分子生物学入門	1	1又は2	
		栽培漁業学	1	1又は2	
		水産分子遺伝学入門	1	1又は2	
		海域生物圏フィールド科学入門	1	1又は2	
		沿岸生物圏フィールド科学演習	1	1又は2	
		地域食料生産組織論	1	1又は2	

* (注1) は、「7. 履修上の注意(1) (21頁)」を参照のこと。

* (注2)は、「3. 大学院共通授業科目等について」の「平成26年度開講科目（基礎）（6・7頁）」から選択すること。

生物機能開発学専攻（博士課程前期）

生物機能開発学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選 択 科 目	応用免疫学演習	1	1又は2	
	免疫生物学	1	1又は2	
	蛋白質機能利用学 I	1	1又は2	
	応用微生物学	1	1又は2	
	応用微生物学演習	1	1又は2	
	生態系化学演習	1	1又は2	
	天然生物活性物質論 I	1	1又は2	
	遺伝子機能構造学概論	1	1又は2	
	遺伝子機能構造学演習	1	1又は2	
	水圏生物資源化学	1	1又は2	
	水産食品衛生分析化学	1	1又は2	
	畜産食品機能学演習	1	1又は2	
	動物資源生化学 I	1	1又は2	
	食資源物理学 II	1	1又は2	
	食資源物理化学 I	1	1又は2	
	食品製造工学演習	1	1又は2	
	食品物性工学	1	1又は2	
	食品衛生微生物学 I	1	1又は2	
	食品病原遺伝子学演習	1	1又は2	
	栄養生化学	1	1又は2	
	ニュートリゲノミックス	1	1又は2	
	醸造微生物工学 I	1	1又は2	
	食資源環境保全学 I	1	1又は2	
	醸造資源利用学	1	1又は2	

* (注1) は、「7. 履修上の注意(1) (21頁)」を参照のこと。

* (注2) は、「3. 大学院共通授業科目等について」の「平成27年度開講科目（基礎） (6・7頁)」から選択すること。

環境循環系制御学専攻（博士課程前期）

環境循環系制御学専攻（博士課程前期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
選択科目	気候変動・物質循環論入門	1	1又は2	
	環境教育演習	1	1又は2	
	気水圏物質循環論 I	1	1又は2	
	気水圏化学計測論実験実習	1	1又は2	
	水圏生態環境学入門	1	1又は2	
	海洋生態系数値解析学応用編	1	1又は2	
	植物栄養学応用技術演習	1	1又は2	
	植物栄養制御実践演習	1	1又は2	
	瀬戸内海環境制御論入門	1	1又は2	
	海域負荷制御論入門	1	1又は2	
	耕地気象学 I	1	1又は2	
	生物環境制御論入門	1	1又は2	
	海洋生態系評価論入門	1	1又は2	
	食物連鎖機構論実践演習 (注3)	1	1又は2	
	海洋微生物動態論実践演習	1	1又は2	
	海洋共生生物学 I	1	1又は2	
	深海生態学 I	1	1又は2	
	深海生物学 I	1	1又は2	
	藻場・干潟環境保全学 I	1	1又は2	
	植物環境評価論入門	1	1又は2	
	植物養分循環評価論入門	1	1又は2	
	土壤環境評価論実践演習	1	1又は2	
	微生物環境評価論演習	1	1又は2	

* (注1) は、「7. 履修上の注意(1) (21頁)」を参照のこと。

* (注2) は、「3. 大学院共通授業科目等について」の「平成27年度開講科目（基礎）（6・7頁）」から選択すること。

* (注3) は、平成27年度まで開講予定（平成28年度以降は開講しない）

各専攻共通履修表

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法
選択科目	申請書・論文作成技術演習	1	1又は2	○履修方法
	生命倫理ディベート演習	1	1又は2	研究科内授業科目として履修する ことができる。
	学術ボランティア演習	1	1又は2	
	計測技術	1	1又は2	
	酒類醸造実験実習	1	1又は2	
	海洋物質循環制御論本編	(注6)	1	1又は2
	海洋物質循環制御論応用編	(注6)	1	1又は2
	実験技術習得実習（A）	(注1)	1	1又は2
	院生主催セミナー（A）	(注1)	1	1又は2
	プレゼンテーション（A）	(注1)	1	1又は2
	テクニカルライティング（A）	(注1)	1	1又は2
	国内インターンシップ（A）	(注1)	1	1又は2
	海外インターンシップ（A）	(注1)	1	1又は2
	Practical work on writing reports and presentation(1)	(注2)	2	1又は2
	Practical work on writing report and presentation(2)	(注2)	2	1又は2
	留学生のための生物生産学基礎講座	(注3)	2	1又は2
	留学生のための生物圏科学演習	(注3)	2	1又は2
	Introduction to Environmental Issues in Japan	(注4)	1	1又は2
	環境科学	(注5)	2	1又は2
	食品科学	(注5)	2	1又は2
	多文化セミナー	(注7)	1	1又は2

- * (注1) は、「7. 履修上の注意(2)～(6) (21～24頁)」を参照のこと。
- * (注2) は、外国人特任教員による授業科目を示す。
- * (注3) は、留学生担当教員による授業科目であり、留学生のみを受講対象とする。
- * (注4) は、留学生担当教員による授業科目であり、主として留学生を受講対象とする。
- * (注5) は、フェニックスリーダー育成プログラム履修者のみを対象とする。
- * (注6) は、平成27年度まで開講予定（平成28年度以降は開講しない）
- * (注7) は、SFP (Sustainable Food Production) プログラム履修者は、必修科目とする。

7. 履修上の注意（博士課程前期）

（1）共同セミナー（A）について

共同セミナーは、生物圏科学研究科の必修科目であり、博士課程前期の学生は共同セミナー（A）を履修します。

共同セミナーには、生物圏科学研究科学生対象の共同セミナーと5研究科共同セミナーがあります。5研究科共同セミナーは、総合科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、及び生物圏科学研究科の5研究科共通の授業科目であり、各研究科・各専攻のそれぞれの研究分野で、特定のテーマについて、複数教員が参加してセミナー・学術講演を行うものです。

共同セミナーの履修については、下記の「生物圏科学研究科共同セミナー実施要領」を参考にしてください。その他、聴講にあたっては、指導教員の指示、各セミナーのガイダンスに従ってください。

生物圏科学研究科共同セミナー実施要領

- ① 各専攻で、共同セミナーを企画・実施する。学生は、いずれの専攻の共同セミナー及び5研究科共同セミナーも聴講することができる。
- ② 共同セミナーの実施日時等は、掲示や研究科のホームページ等にて案内する。
- ③ 共同セミナーを聴講した学生は、共同セミナー受講報告を聴講後1ヶ月以内に教育記録システム上の「共同セミナー」コンテンツに入力することにより指導教員へ提出する。
- ④ 15回以上のセミナーの聴講をもって単位認定（2単位）資格とする。
- ⑤ 共同セミナーの評価は、主指導教員が行う。
- ⑥ 学会等での講演会（研究科細則第9条による教育方法の特例を適用されるものについては、企業内の講演会・セミナーを含む。）の聴講をもって共同セミナーに替えることができる。

この場合、学会等での講演会が通常の共同セミナーの何回分に相当するかについては、指導教員の判断に委ねるが、学生はその回数に相当する受講報告を提出しなければならない。

(2) 実験技術習得実習 (A)

内 容： 次の要領に沿った実習を行った場合に、申請することができる。

評 價： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧35頁）、実習記録簿（別紙様式3：学生便覧36頁）、その他参考となるもの

（実習時間）

① 45時間の実習を必要とする。

（実習内容）

② 学生の研究テーマに即した実習内容であること。

（実習先の選定）

③ 学生と主指導教員が相談して実習先を決定し、実習先の了解を得ること。

④ 実習先は所属研究室以外の研究室とし、大学、国立・公立研究機関、民間企業等設置形態は問わない。

⑤ 実習先は複数でも構わないが、一か所の実習時間は15時間以上とする。

（実習内容の記録）

⑥ 学生は毎日の実習修了後、実習記録簿内の「実習日誌」欄に実習内容を記入し、実習先指導員に記録内容の確認を受け、「確認」欄にサインまたは認印をもらう。

⑦ 複数の実習先に行った場合は、その都度、実習記録簿を作成する。

（実習修了報告書の作成）

⑧ 実習修了後、学生は実習記録簿内の「実習修了報告書」欄に習得実験技術の内容を記入し、主指導教員に提出する。

（インターンシップとの兼用の禁止）

⑨ 実験技術習得実習の実習成果をインターンシップと兼用することはできない。

(3) 院生主催セミナー (A)

内 容 等： 学生が主体で、5研究科共同セミナーの企画、運営等を実施した場合に、申請することができる。ただし、申請できるのは企画、運営等を担当した3名以内とする。

評 價： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧35頁）、実施計画書、報告書、その他参考となるもの

(4) プレゼンテーション (A)

内 容 等： 学会等（各種シンポジウム、研究会、集会を含む）において1回以上、本人自身が口頭もしくはポスター発表を行った場合に申請を許可する。

評 價： 主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。

- 1) 主体性、2) 発表能力、3) 国際学会等の規模等を総合的に評価する。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧35頁）、プログラムの写し、発表の要旨、その他参考となるもの

(5) テクニカルライティング (A)

内 容 等： 論文投稿に対し単位を認定するものである。原則として、査読付の学術誌に学生が第一著者として投稿したものを対象とするが、依頼されて著した著作（総説など）も対象とする。投稿（原稿提出）が完了し、投稿受付通知が得られた時点で申請を許可する。

評 價： 主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。

- 1) 主体性、2) 文書作成能力、3) 対象雑誌の種類等を総合的に評価する。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧35頁）、投稿受付通知、その他参考となるもの

(6) インターンシップ (A) (海外、国内)

内 容 等： 目的に沿ったインターンシップを実施した場合に、申請することができる。

（目的）

自らの専門分野に関連する、官公庁・研究教育機関・企業等の提供するインターンシップ制度を利用して実践的な知識や技術を幅広く学び、その経験を専門分野に還元させることを目的とする。

評 價： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧35頁）、インターンシップ報告書、インターン先での評価、その他参考となるもの

実施手順 :

- ① 主指導教員と相談の上、インターンシップを実施する受入れ機関を決定する。
このとき、受入れに関する条件を事前に十分把握しておく必要がある。
- ② 正規の授業などに差し障りのない範囲で実施する。実施期間は、原則 1 週間～
10 日間程度とする。
- ③ 受入れ機関から評価書の交付を受け、インターンシップの目的、日程、事後に
目的達成度、得られた成果、今後の課題を記載した報告書とともに提出する。

8. 修士論文の審査と最終試験について

広島大学大学院生物圏科学研究科修士論文審査並びに最終試験実施要項

(平成 20. 4. 1 制定)

改正：平成 24. 6. 25

改正：平成 25. 3. 19

(修士論文題目届)

第1 修士論文を提出する予定の学生は、主指導教員の承認を得て、3月修了予定者は当該年度の10月15日までに、9月修了予定者は当該年度の4月15日までに、修士論文題目を教育記録システムを用いて提出する。

(修士論文提出)

第2 論文提出期限は、3月修了予定者は1月25日、9月修了予定者は7月25日の午後5時とする。ただし、期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その前日とし、日曜日にあたるときは前々日とする。

2 論文提出部数は、審査委員の人数分とする。

3 論文は、主指導教員の承認を得て研究科長（生物圏科学研究科学生支援室）に提出するものとする。

4 研究科長は、受理した論文を論文審査委員会に付託するものとする。

(論文審査)

第3 論文審査委員会は、主指導教員並びに主指導教員の推薦により専攻教員会で審議決定し、研究科代議員会で承認された教員2名以上をもって編成する。

2 論文審査委員会は、論文の審査に当たり、論文に評価（概評）を付し、合格、不合格を決定する。

(最終試験)

第4 最終試験は、論文を中心にして口述試験により行うことを原則とし、論文（最終版）の提出をもって終了とする。

2 最終試験は、3月修了予定者については2月23日、9月修了予定者については8月23日までに終了するものとする。

(修士論文（最終版）提出)

第5 論文（最終版）の提出期限は、3月修了予定者は2月23日、9月修了予定者は8月23日の午後5時とする。ただし、期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その前日とし、日曜日にあたるときは前々日とする。

2 提出部数は1部とし、主指導教員の承認を得て研究科長（生物圏科学研究科学生支援室）に提出するものとする。

3 提出された論文（最終版）は、生物圏科学研究科学生支援室がとりまとめて保管するものとする。

(修士論文学術情報リポジトリ登録)

第6 希望者は、修士論文を学術情報リポジトリに登録できるものとする。

2 学術情報リポジトリ登録にかかる事項は別に定める。

(修士論文発表会)

第7 修士論文発表会は、研究科の教員並びに学生に公表して行う。

9. 修士論文提出等の日程について

●印の項目について手続等をすること。(○印の項目は指導教員、学生支援室が処理する項目)

※ 提出期限等は、年度によって変更する場合があるので、事前に研究科HP及び掲示等(Myもみじの掲示含む)で必ず確認すること。

項 目	提出先等	提出期限等		備 考
		3月修了	9月修了	
●修士論文題目提出 (修士論文審査委員の推薦については主指導教員と相談し入力すること。)	教育記録システム	10月15日	4月15日	
○修士論文審査委員の承認	専攻教員会	(11月中旬)	(5月中旬)	
	研究科代議員会	(11月下旬)	(5月下旬)	
●修士論文要旨提出 (A4版2枚以内にまとめること。)	学生支援室	1月25日	7月25日	学生支援室で確認、検印後、各審査委員に配布する
●修士論文提出(審査委員の人数分:仮綴可)				
●修士論文発表会 ●最終試験		(2月中旬)	(8月中旬)	日程等別途通知
●修士論文及び要旨(各最終版)提出 (ハードコピー) ※1	学生支援室	2月23日	8月23日	
○修士論文審査・最終試験結果報告書提出	学生支援室	(2月23日)	(8月23日)	
○修了判定	専攻教員会	(3月上旬)	(9月上旬)	
	研究科代議員会			

注) 1. ここに定める期限は、当該期日の午後5時とする。

ただし、期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日とし、日曜日にあたるときは前々日とする。

2. 提出期限等については、変更することがある。

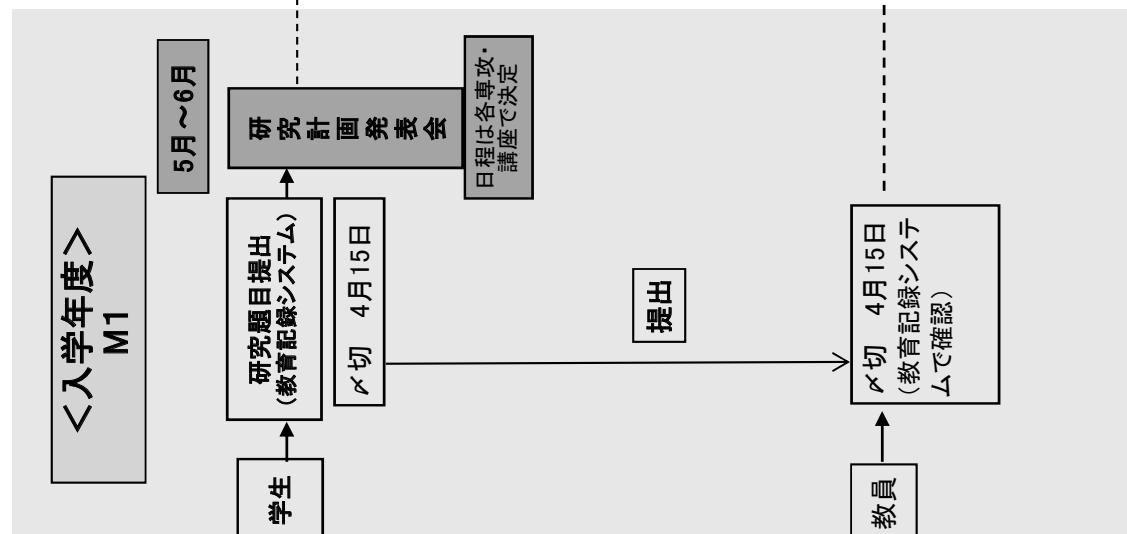
3. 早期修了予定者は、早期修了申請書を修士論文題目と共に提出すること。

4. ※1で、学術情報リポジトリ登録を希望する者は、ハードコピーと共に修士論文要旨及び修士論文の電子ファイルを保存したCD並びに「学術情報リポジトリ登録許諾書」を提出すること。

10. 修士論文の手続きについて

《4月入学 3月修了》

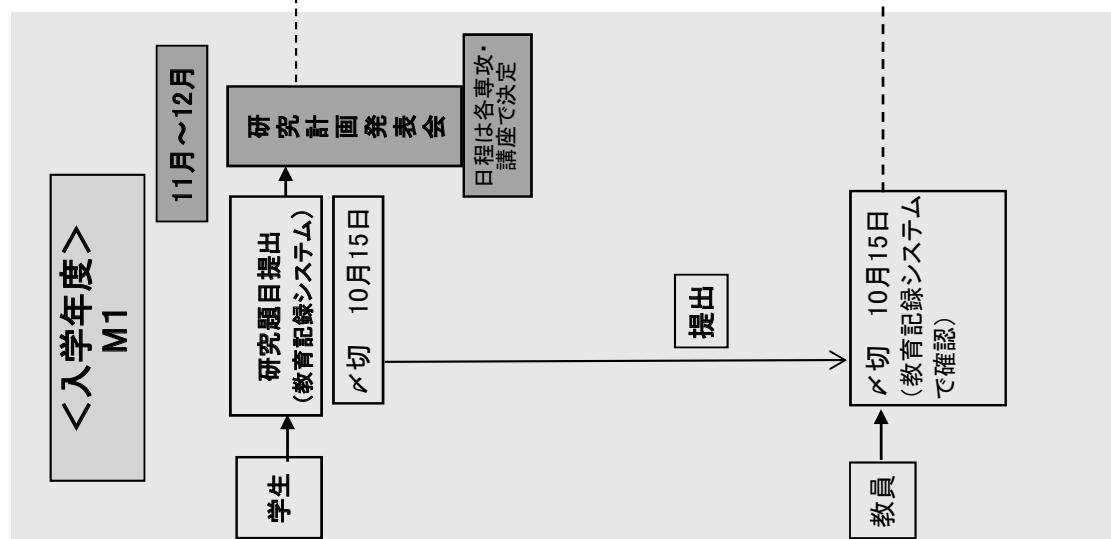
※提出物提出先：学生支援室
※下線の付いている書類の様式はHPからダウンロードできます！



(注)「修士論文の学術情報リポジトリ登録希望者」のみ提出のこと

修士論文の手続きについて

《10月入学 9月修了》



＜修正了予定期度＞

12月(中旬)
～1月(中旬) 4月

```

graph TD
    A[学生] --> B[研究題目提出  
(教育記録システム)]
    B --> C[〆切 10月15日]
    C --> D[研究計画発表会]
    D -.-> E[日程は各車政・  
講座で決定]

```

The flowchart illustrates the process for the Research Plan Presentation Meeting. It begins with 'Student' (学生) leading to 'Research Topic Submission (Education Record System)' (研究題目提出 (教育記録システム)). This leads to a deadline of 'October 15th' (10月15日). Finally, it leads to the 'Research Plan Presentation Meeting' (研究計画発表会). A dashed line from the meeting box points to a note: 'Schedule is determined by each vehicle government and lecture' (日程は各車政・講座で決定).

提出

```

graph TD
    A[教員] --> B["〆切 10月15日  
(教育記録システム  
で確認)"]

```

```

graph TD
    A[希望者] --> B[推薦]
    A --> C[審査委員の推薦]
    B --> D[提出]
    C --> D
  
```

特許制度に関する申請

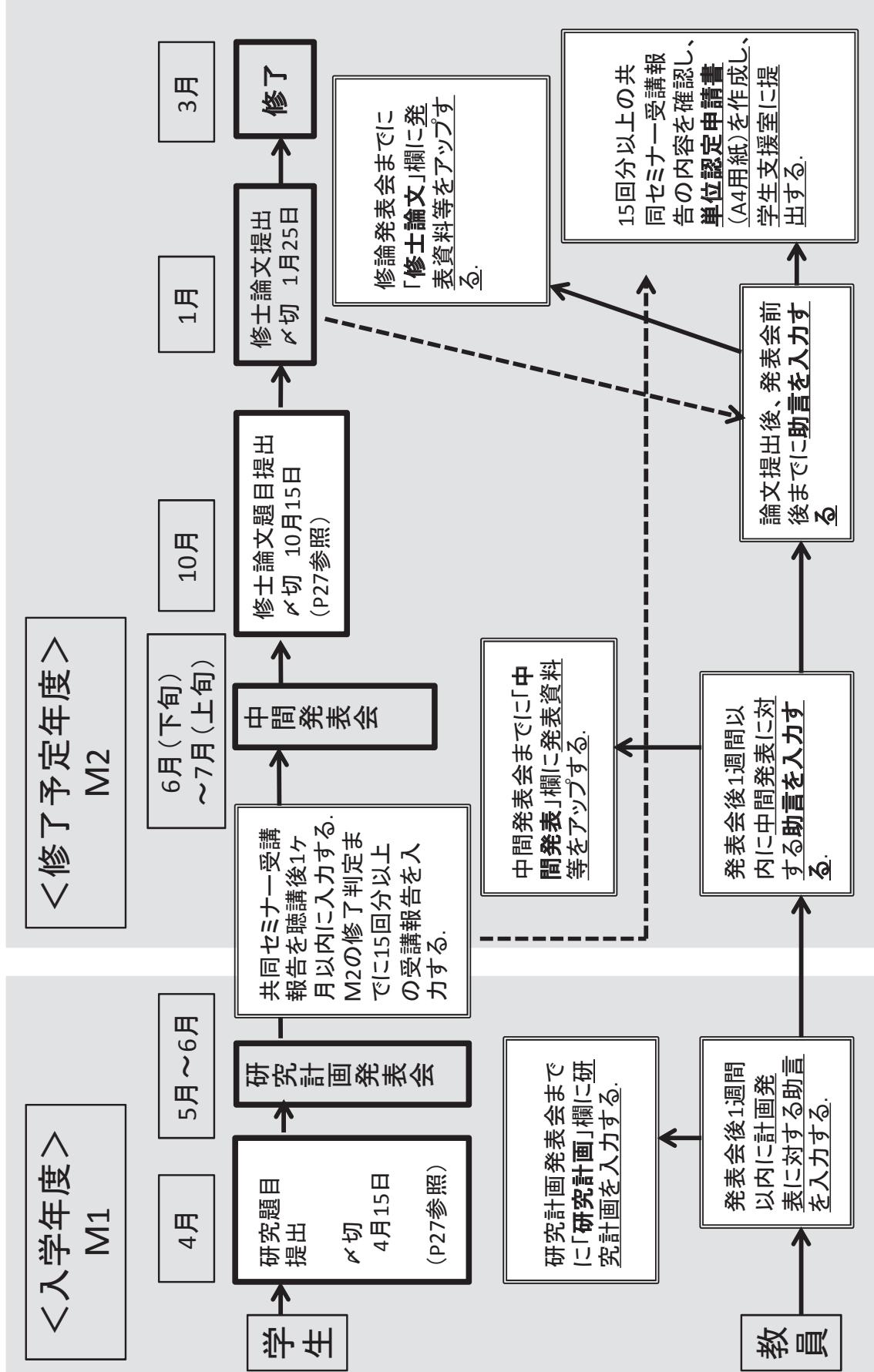
- 修士論文審査／最終試験結果報告書提出
- 【早期修了希望者】については
早期修了審査判定結果報告書提出

×切 8月23日

※提出物提出先：学生支援室
※下線の付いている書類の様式はHPからダウンロードできます！

11. 修士修了判定に必要な教育記録システムでの手続きについて

«4月入学 3月修了»



修士修了判定に必要な教育記録システムでの手続きについて

«10月入学 9月修了»

<入学年度>
M1

10月
11月～12月

研究題目
提出
〆切
10月15日
(P28参照)

研究計画発表会

共同セミナー受講後1ヶ月以内に入力する。
M2の修了判定までに15回分以上の受講報告を入力する。

12月(中旬)
～1月(中旬)

修士論文題目提出
〆切 4月15日
(P28参照)

中間発表会

中間発表会までに「中間発表」欄に発表資料等をアップする。

<修了予定年度>
M2

4月
7月

修士論文提出
〆切 7月25日

修了論文発表会までに「修士論文」欄に発表資料等をアップする。

修論発表会までに「修士論文」欄に発表資料等をアップする。

15回分以上の共同セミナー受講報告の内容を確認し、
単位認定申請書(A4用紙)を作成し、
学生支援室に提出する。

論文提出後、発表会前後までに助言を入力する。

発表会後1週間に内に中間発表に対する助言を入力する。

発表会後1週間に内に計画発表に対する助言を入力する。

教員

12. 修士論文等の提出について（作成要領）

(平成 20.4.1 制定)

改正：平成 24.6.25

1. 修士論文要旨（修士論文発表会レジメ）の提出について

- (1) 提出〆切：3月修了予定者 1月25日 午後5時
9月修了予定者 7月25日 午後5時
- (2) 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室
- (3) 提出部数：1部
- (4) 作成方法：
 - ① 所定の用紙（A4判用紙2枚以内（縦位置左横書き））を生物圏科学研究科ホームページからダウンロードし、ワープロ等で記入（貼付可）する。（片面印刷とし、ページ番号は記入しないこと。）
 - ② 原則として、目的、方法、結果、考察の順に記入する。
 - ③ 特許申請等のため公開発表が難しい場合は予め申し出る。
 - ④ 提出された要旨はそのまま修士論文発表会要旨集として印刷するため、図版を入れる場合は、印刷しても鮮明にわかるようなものにする。
 - ※ 既に提出した「修士論文題目届」から題目の変更がある場合は、必ず申し出ること。
 - ※ 修士論文（仮綴版）と併せて審査委員にも要旨を提出する場合は、上記とは別に用意すること。（委員に提出する要旨は、両面印刷でも可。）

2. 修士論文（仮綴版）の提出について

- (1) 提出〆切：3月修了予定者 1月25日 午後5時
9月修了予定者 7月25日 午後5時
- (2) 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室
- (3) 提出部数：審査委員の人数分
- (4) 作成方法：
 - ① 論文の様式は、A4判用紙（縦位置左横書き）を用いる。
 - ② 表紙及び標題紙等は別紙1-1、別紙1-2の要領で作成すること。（背表紙はなしでも可。）

3. 修士論文（最終版）の提出について

- (1) 提出〆切：3月修了予定者 2月23日 午後5時
9月修了予定者 8月23日 午後5時
- (2) 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室
- (3) 提出部数：1部
- (4) 作成方法：

表紙及び標題紙を付けたうえ、穴を開けずにダブルクリップでとめクリアファイルに入れること、もしくはZ式ファイル等に綴じて提出すること。

※ 既に提出した修士論文要旨に修正があった場合は、要旨の最終版も併せて提出すること。

4. 学術情報リポジトリ登録に関する書類等の提出について（希望者のみ）

(1) 提出〆切：3月修了予定者 2月23日 午後5時

9月修了予定者 8月23日 午後5時

(2) 提出場所：生物圏科学研究科学生支援室

(3) 提出物及び部数：

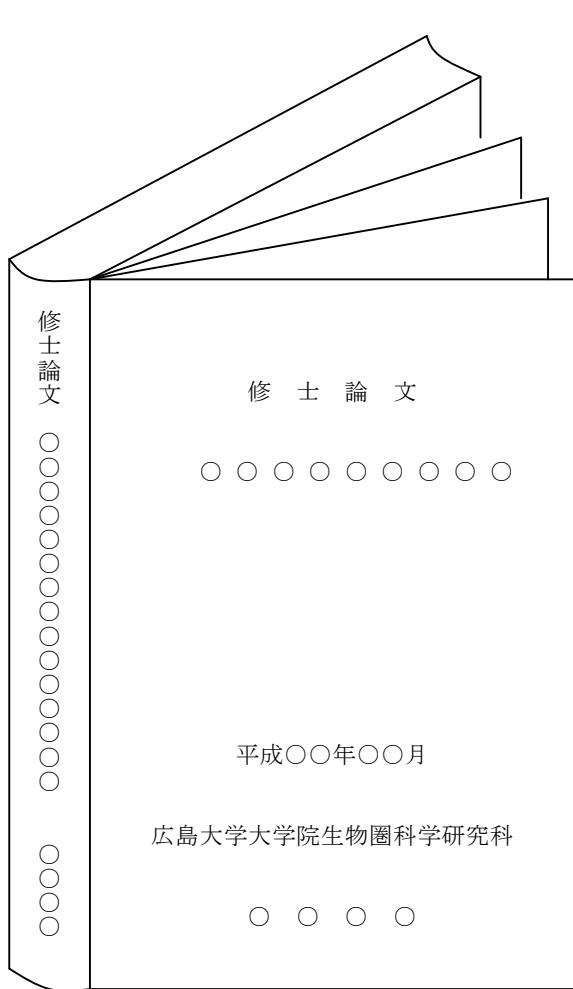
① 修士論文要旨及び修士論文（最終版）の電子ファイルを保存したCD 1部

② 学術情報リポジトリ登録許諾書（主指導教員の押印が必要） 1部

※ 上記は、広島大学学術情報リポジトリ登録（インターネット無償公開）を希望し、かつ主指導教員の承認が得られる者のみ提出すること。

注) ここに定める期限日が土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその前日とし、日曜日にあたるときは前々日とする。

(修士論文 表紙 及び 標題紙 の書き方)



[標題紙]

表紙と同様(別紙1-2参照)に記載する。
ただし、研究科名の後に専攻名を記載する。

「表紙」

修士論文、論文題目、年月、研究科名及び
氏名を別紙1-2のとおり直接印刷する。

本文が和文の場合は、全てを和文で記載し、
本文が英文の場合は、全てを英文で記載する

修士論文の英訳は Master Thesis とする。

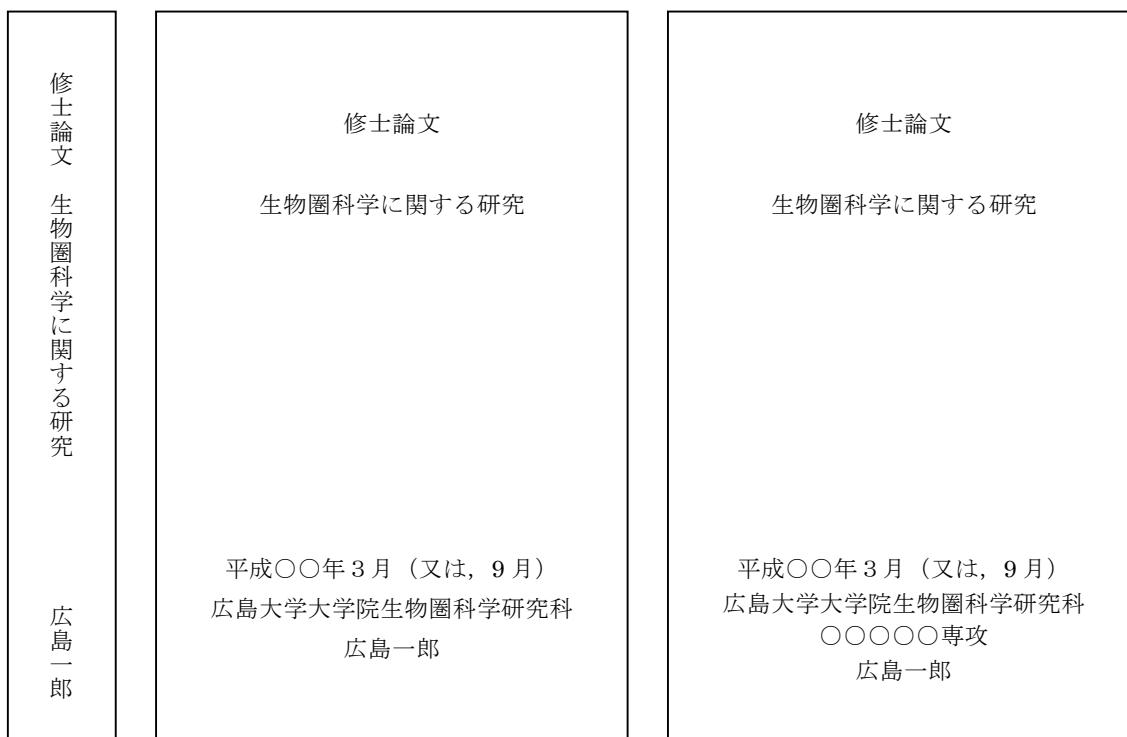
論文題目の位置は、表紙の上部 1／3 の範囲に納める

年月は、審査終了年月（3月修了の場合は
3月、9月修了の場合は9月）とする

年月、研究科名、氏名は表紙の下部 1 / 3
の範囲に納める

(1)本文が和文の場合

[背表紙] [表紙]



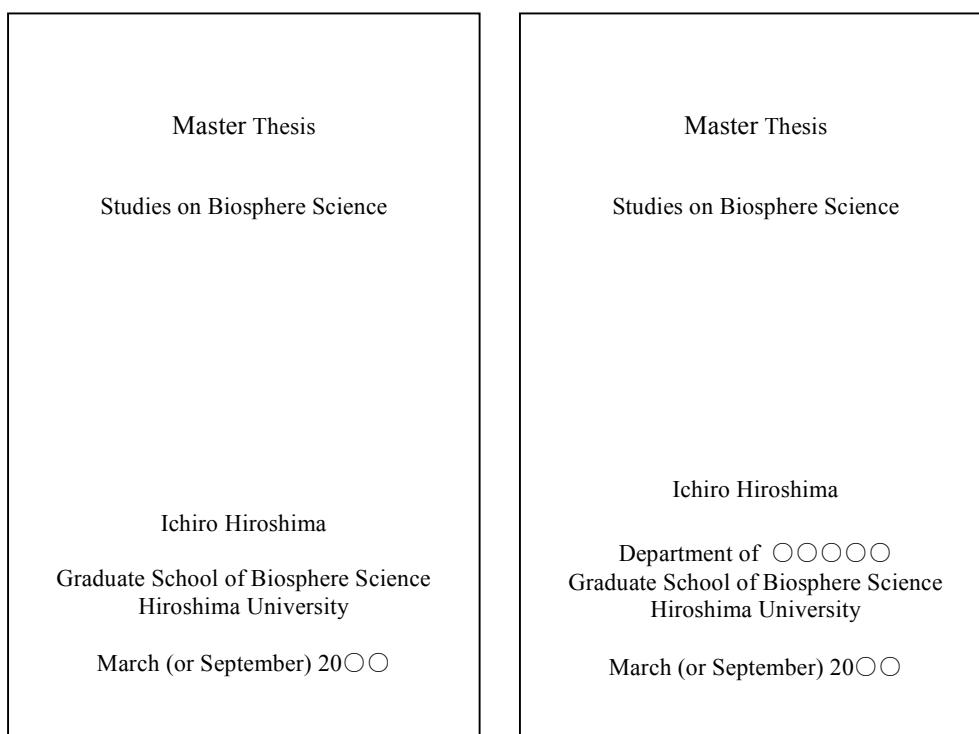
(2)本文が英文の場合

[背表紙]

Master Thesis Studies on Biosphere Science Ichiro Hiroshima

[表紙]

[標題紙]



様式集（修士）

単位認定申請書
Application for Recognition of Credits

平成 年 月 日
Date: (Year) (Month) (Day)

大学院生物圏科学研究科長 殿
To: The Dean of the Graduate School of Biosphere Science

生物圏科学研究科 専攻
Graduate School of Biosphere Science Department
学生番号
Student Number
氏名
Name

認定科目の単位等の認定を受けたいので、報告書等を添付のうえ、申請します。
I hereby apply for the recognition of the credits for designated courses, with reports or other required documents attached hereto.

該当科目に○ Put a circle in the appropriate box.	認定科目 Course	A又はB A or B	備考 Remarks
	実験技術習得実習 Practice in Experimental Techniques	A	
	院生主催セミナー Student-Organized Seminar	A	
	プレゼンテーション Presentation	A	
	テクニカルライティング Technical Writing	A	
	国内インターンシップ Domestic Internship	A	
	海外インターンシップ International Internship	A	

主指導教員氏名 Name of Academic Supervisor	-----		
〈単位認定にあたっての意見〉 (Comments regarding certification of credits)			
主指導教員評価 Evaluation by Academic Supervisor	秀 優 良 可 Excellent, Very Good, Good, Fair	学務委員会認定 Certification of Academic Affairs Committee	

実習記録簿

学生番号 : _____ 氏名 : _____ 主指導教員名 : _____
 実習先研究室名 : _____ 住所 : _____
 実習先指導員名（役職） : _____ (_____)

実習日誌（学生：記入、実習先指導員：確認）

実習年月日	時間	実習内容	確認サインまたは印鑑
平成 年 月 日	～		

実習修了報告書（学生：記入、主指導教員：時間数認定・確認）

習得実験技術の内容 :		
認定欄	認定時間数 :	確認印 :

（主指導教員：成績評価・確認）

成績記入欄	評価 :	確認印 :
-------	------	-------

複数の実習先に行った場合は、その都度、実習記録簿を作成し、最終ページの成績記入欄に評価を記入・押印して下さい。

修 士 論 文 要 旨

専攻名：専攻

学生番号	氏 名	論 文 題 目	主指導教員
M			

平成 年 月 日

広島大学大学院生物圏科学研究科長 殿

学生番号

専 攻

氏 名

印／サイン

早期修了申請書

広島大学大学院規則第43条に基づき、博士課程前期早期修了の認定を申請いたします。

早期修了希望時期 平成 年 月

早期修了申請・指導教員所見

平成 年 月 日

学生番号	M	ふり がな 氏 名	
専 攻	専攻		
早期修了 希望時期	平成 年 月 希望	指導教員	印／サイン

備考

修士論文・卒業論文の学術情報リポジトリ登録許諾書

平成 年 月 日

広島大学図書館長 殿

私が執筆した下記の(修士論文・卒業論文)の全文について、広島大学学術情報リポジトリを通してインターネット上で無償公開することを許可します。

記

本人記入欄

氏名(フリガナ)		
論文題目		年度 (学部・研究科)(卒業・修士)論文
連絡先	住所	
	電話	
	電子メール	

指導教員記入欄

氏名	印
----	---

<注意事項>

- この許諾書は、修士論文・卒業論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可をえていただくものです。
- この許諾に関しては、指導教員の承認が必要です。
- 広島大学学術情報リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製(印刷・ダウンロード等)は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示いたします。
- あなたの論文が既に出版社から公表予定(或いはされている)場合や、特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご相談ください。
- この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先:

739-8512 東広島市鏡山 1-2-2

広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画主担当

TEL :082-424-6228(内線 東広島 6228)

E-Mail: tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

博士課程後期（博士）

13. 授業科目と履修方法について

別表

生物資源科学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B） （注1）	2	1・2・3	○履修方法 1 必修科目 2 単位 2 選択必修科目 2 単位
選択必修科目	陸域動物生産学演習（B）	2	1又は2	主指導教員指定の演習 2 単位 2 単位を超えて履修した選択必修科目の単位は、選択科目の履修単位とすることができる。
	水圏生物生産学演習（B）	2	1又は2	
	食料資源経済学演習（B）	2	1又は2	
	瀬戸内圏フィールド科学演習（B）	2	1又は2	
選択科目	実験技術習得実習（B） （注2）	1	1又は2	○修了要件 1 専門科目 必修科目 2 単位 選択必修科目 2 単位 選択科目 4 単位以上 合 計 8 単位以上
	院生主催セミナー（B） （注2）	1	1又は2	
	プレゼンテーション（B） （注2）	1	1又は2	
	国内インターンシップ（B） （注2）	1	1又は2	
	海外インターンシップ（B） （注2）	1	1又は2	

* （注1）・（注2）は、「14. 履修上の注意（44～46頁）」を参照のこと。

生物機能開発学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B） （注1）	2	1・2・3	○履修方法 1 必修科目 2 単位 2 選択必修科目 2 単位 主指導教員指定の演習 2 単位 2 単位を超えて履修した選択必修科目の単位は、選択科目の履修単位とすることができる。
選択必修科目	分子生命開発学演習（B） 食資源科学演習（B）	2 2	1又は2 1又は2	
選択科目	実験技術習得実習（B） （注2） 院生主催セミナー（B） （注2） プレゼンテーション（B） （注2） 国内インターンシップ（B） （注2） 海外インターンシップ（B） （注2）	1 1 1 1 1 1	1又は2 1又は2 1又は2 1又は2 1又は2 1又は2	○修了要件 1 専門科目 必修科目 2 単位 選択必修科目 2 単位 選択科目 4 単位以上 合 計 8 単位以上 2 研究指導 3 博士論文

* （注1）・（注2）は、「1.4. 履修上の注意（44～46頁）」を参照のこと。

環境循環系制御学専攻（博士課程後期）

履修区分	授業科目名	単位数	配当年次	履修方法及び修了要件
必修科目	共同セミナー（B） （注1）	2	1・2・3	<p>○履修方法</p> <p>1 必修科目 2 単位</p> <p>2 選択必修科目 2 単位 主指導教員指定の演習 2 単位</p> <p>2 単位を超えて履修した選択必修科目の単位は、選択科目の履修単位とすることができる。</p>
選択必修科目	環境予測制御論演習（B） 環境評価論演習（B）	2 2	1又は2 1又は2	
選択科目	実験技術習得実習（B） （注2） 院生主催セミナー（B） （注2） プレゼンテーション（B） （注2） 国内インターンシップ（B） （注2） 海外インターンシップ（B） （注2）	1 1 1 1 1	1又は2 1又は2 1又は2 1又は2 1又は2	<p>3 選択科目 4 単位以上</p> <p>選択科目又は研究科内授業科目（博士課程前期開設科目）・他研究科等の科目から前期の課程で履修しなかった科目を履修する。</p> <p>○修了要件</p> <p>1 専門科目 必修科目 2 単位 選択必修科目 2 単位 選択科目 4 単位以上 合計 8 単位以上</p> <p>2 研究指導</p> <p>3 博士論文</p>

* （注1）・（注2）は、「14. 履修上の注意（44～46頁）」を参照のこと。

14. 履修上の注意（博士課程後期）

（1）共同セミナー（B）について

共同セミナーは、生物圏科学研究科の必修科目であり、博士課程後期の学生は共同セミナー（B）を履修します。

共同セミナーには、生物圏科学研究科学生対象の共同セミナーと5研究科共同セミナーがあります。5研究科共同セミナーは、総合科学研究科、理学研究科、先端物質科学研究科、工学研究科、及び生物圏科学研究科の5研究科共通の授業科目であり、各研究科・各専攻のそれぞれの研究分野で、特定のテーマについて、複数教員が参加してセミナー・学術講演を行うものです。

共同セミナーの履修については、下記の「生物圏科学研究科共同セミナー実施要領」を参考にしてください。その他、聴講にあたっては、指導教員の指示、各セミナーのガイダンスに従ってください。

生物圏科学研究科共同セミナー実施要領

- ① 各専攻で、共同セミナーを企画・実施する。学生は、いずれの専攻の共同セミナー及び5研究科共同セミナーも聴講することができる。
- ② 共同セミナーの実施日時等は、掲示や研究科のホームページ等にて案内する。
- ③ 共同セミナーを聴講した学生は、共同セミナー受講報告を聴講後1ヶ月以内に教育記録システム上の「共同セミナー」コンテンツに入力することにより指導教員へ提出する。
- ④ 15回以上のセミナーの聴講をもって単位認定（2単位）資格とする。
- ⑤ 共同セミナーの評価は、主指導教員が行う。
- ⑥ 学会等での講演会（研究科細則第9条による教育方法の特例を適用されるものについては、企業内の講演会・セミナーを含む。）の聴講をもって共同セミナーに替えることができる。

この場合、学会等での講演会が通常の共同セミナーの何回分に相当するかについては、指導教員の判断に委ねるが、学生はその回数に相当する受講報告を提出しなければならない。

(2) 実験技術習得実習 (B)

内 容： 次の要領に沿った実習を行った場合に、申請することができる。

評 價： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧62頁）、実習記録簿（別紙様式3：学生便覧63頁）、その他参考となるもの

（実習時間）

- ① 45時間の実習を必要とする。

（実習内容）

- ② 学生の研究テーマに即した実習内容であること。

（実習先の選定）

- ③ 学生と主指導教員が相談して実習先を決定し、実習先の了解を得ること。

- ④ 実習先は所属研究室以外の研究室とし、大学、国立・公立研究機関、民間企業等設置形態は問わない。

- ⑤ 実習先は複数でも構わないが、一か所の実習時間は15時間以上とする。

（実習内容の記録）

- ⑥ 学生は毎日の実習修了後、実習記録簿内の「実習日誌」欄に実習内容を記入し、実習先指導員に記録内容の確認を受け、「確認」欄にサインまたは認印をもらう。

- ⑦ 複数の実習先に行った場合は、その都度、実習記録簿を作成する。

（実習修了報告書の作成）

- ⑧ 実習修了後、学生は実習記録簿内の「実習修了報告書」欄に習得実験技術の内容を記入し、主指導教員に提出する。

（インターンシップとの兼用の禁止）

- ⑨ 実験技術習得実習の実習成果をインターンシップと兼用することはできない。

(3) 院生主催セミナー (B)

内 容 等： 学生が主体で、5研究科共同セミナーの企画、運営等を実施した場合に、申請することができる。ただし、申請できるのは企画、運営等を担当した3名以内とする。

評 價： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧62頁）、実施計画書、報告書、その他参考となるもの

(4) プレゼンテーション (B)

内 容 等： 国際学会等（複数国の研究者が参加する各種シンポジウム、研究会、集会を含む）において1回以上、本人自身が当該学会の公用語で口頭もしくはポスター発表を行った場合に申請を許可する。

評 価： 主指導教員が行う。主指導教員の評価項目は以下の通りである。
1) 主体性、2) 発表能力、3) 国際学会等の規模等を総合的に評価する。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧62頁）、プログラムの写し、発表の要旨、その他参考となるもの

(5) インターンシップ (B) (海外、国内)

内 容 等： 目的に沿ったインターンシップを実施した場合に、申請することができる。

（目的）

自らの専門分野に関連する、官公庁・研究教育機関・企業等の提供するインターンシップ制度を利用して実践的な知識や技術を幅広く学び、その経験を専門分野に還元させることを目的とする。

評 価： 主指導教員が行う。

提出書類等： 単位認定申請書（別紙様式2：学生便覧62頁）、インターンシップ報告書、インターン先での評価、その他参考となるもの

実施手順：

- ① 主指導教員と相談の上、インターンシップを実施する受入れ機関を決定する。
このとき、受入れに関する条件を事前に十分把握しておく必要がある。
- ② 正規の授業などに差し障りのない範囲で実施する。実施期間は、原則1週間～10日間程度とする。
- ③ 受入れ機関から評価書の交付を受け、インターンシップの目的、日程、事後に目的達成度、得られた成果、今後の課題を記載した報告書とともに提出する。

15. 学位規則（研究科内規）

○広島大学学位規則生物圏科学研究科内規

平成16年4月1日
研究科長決裁

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査
(第2条－第5条の2)
- 第3章 論文提出による学位審査(第6条－第10条)
- 第4章 雜則(第11条・第12条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、広島大学大学院生物圏科学研究科(以下「本研究科」という。)の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

(論文提出の資格要件及び時期)

第2条 規則第2条第2項の規定により学位論文(以下「論文」という。)を提出することができる者は、広島大学大学院生物圏科学研究科細則(平成16年4月1日研究科長決裁。以下「細則」という。)第14条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は論文を提出する日の属する学期末までに所定の単位を修得する見込みが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

2 論文の提出の時期は、3月末修了予定者にあっては修了予定年度の12月15日まで、9月末修了予定者にあっては修了予定年度の6月15日までとする。

(論文提出の手続)

第3条 前条第2項の規定に該当する者が論文を提出する場合は、次に掲げる書類を主指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 1通
- (2) 論文 1通
- (3) 論文目録 3通
- (4) 論文の要旨 3通
- (5) 履歴書 3通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 1通

(論文の受理)

第4条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、広島大学大学院生物圏科学研究科教授会(以下「教授会」という。)に受理すべきか否かを諮るものとする。

(審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の規定により論文の受理を決定したときは、当該論文を教授会に付議するものとする。

2 教授会は、前項の付議に基づき、直ちに審査委員会を設けるものとする。
3 審査委員会は、本研究科所属の教授のうちから選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 審査委員会に主査を置き、本研究科の教員をもって充てる。

(論文審査会)

第5条の2 審査委員会は、公開の論文審査会を開催するものとする。

第3章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第6条 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業者で、6年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で、教授会が優れた研究業績を上げたと認めるもの
(論文提出の手続)

第7条 前条各号のいずれかに該当する者が論文を提出する場合は、次に掲げる書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 論文 1通
- (3) 論文目録 3通
- (4) 論文の要旨 3通
- (5) 履歴書 3通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 1通
- (7) 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し(大学院修了証明書又は学位記の写し)
1通
- (8) 研究期間を証する主指導教員又はこれに準ずる者の証明書
1通

2 前項の規定にかかわらず、総合科学部若しくは生物生産学部の卒業者又は本研究科の修了者でその研究歴が本学に限られるものについては、前項第7号及び第8号に規定する書類は必要としない。

(論文の受理)

第8条 論文の受理については、第4条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第9条 審査委員会については、第5条の規定を準用する。

2 試問委員会は、本研究科所属の教授、准教授、講師のうちから選出された5人（教授3人以上を含む。）の試問委員（審査委員が試問委員を兼ねることができる。）をもって組織する。ただし、教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。

3 試問委員会に主査を置き、本研究科の教員をもって充てる。

(試験又は試問の適用年限)

第10条 規則第6条第4項に定める年限は、1年とする。

(学位論文の公聴会)

第11条 審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

第4章 雜則

(書類の様式)

第12条 関係書類の様式は、別記第1号様式から別記第7号様式までのとおりとする。

(その他)

第13条 この内規に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

(略)

附 則 (平成27年3月19日 一部改正)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

16. 博士論文提出等の日程について

●印の項目について手続等をすること。 (○印の項目は指導教員、学生支援室が処理する項目)

※ 提出期限等は、年度によって変更する場合があるので、事前に研究科HP及び掲示等
(Myもみじの掲示含む)で必ず確認すること。

項目	提出先等	提出期限等		備考
		3月修了	9月修了	
●論文題目提出 (予備検討委員の推薦については主指導教員と相談し入力すること。)	教育記録システム	10月15日	4月15日	予備検討委員は、主指導教員と主指導教員が推薦する2名以上の研究科教授会の委員(准教授が主査の場合は、教授3名以上を含むこと。)
●論文の概要提出 ●論文の草稿提出	学生支援室	11月20日	5月20日	
○予備検討委員の承認	専攻教員会	(10月下旬)	(4月下旬)	
○予備検討終了・結果報告	学生支援室	12月15日	6月15日	
●申請書類等提出 学位論文審査願 1通 論文目録 3通 論文の要旨 3通 履歴書 3通 参考論文のあるときは参考論文 1通 承諾書 1通 ※論文目録、論文の要旨、履歴書、参考論文のうち、必要なものは各自、上記とは別に論文と一緒に各審査委員に手交すること。	学生支援室	12月15日 投稿論文受理通知 (1月20日まで可)	6月15日 投稿論文受理通知 (7月20日まで可)	※参考論文(関係論文)には、審査制度のある学術誌に、申請者が第一著者として発表した論文が一編以上含まれていなければならない。 ただし、投稿論文受理通知については、1月20日又は7月20日までは可とする。
●論文提出(仮綴可)	審査委員	審査日の1週間前まで	審査日の1週間前まで	予備検討終了後、本審査の1週間前までに必ず各審査委員に必要書類と一緒に提出すること。
○審査委員の推薦 (研究科所属の教授3名以上)	学生支援室	12月15日	6月15日	
○論文の受理 ○審査委員の承認	専攻教員会 研究科代議員会	(12月下旬) (12月下旬)	(6月下旬) (6月下旬)	
●論文発表会		研究科代議員会承認後~	研究科代議員会承認後~	日程等別途通知
○論文審査・最終試験終了・結果報告 論文審査の要旨 1通 試験の結果の要旨 1通	学生支援室	2月10日	8月10日	
●論文提出(本製本)	1通	学生支援室	2月23日	8月23日
○論文の縦覧	学生支援室	本製本提出後 1週間程度	本製本提出後 1週間程度	
○修了認定	研究科教授会	(3月上旬)	(9月上旬)	

注) 1. ここに定める期限は、当該期日の午後5時15分とする。
ただし、期限日が土曜日又は国民の祝日に規定する休日に当たるときはその前日とし、日曜日にあたるときは前々日とする。

2. 提出期限等については、変更することがある。
3. 早期修了予定者は、早期修了申請書を博士論文題目と共に提出する。

17. 博士論文の手続きについて

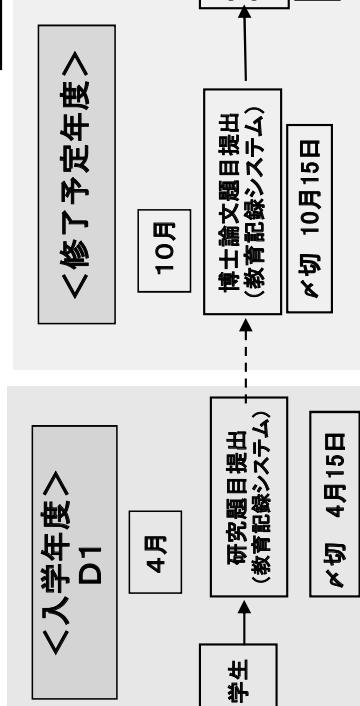
《4月入学 3月修了》

提出物(論文仮綴以外)：提出先→学生支援室

論文(仮綴)：提出先→論文審査委員(各自で提出)

*下線の書類の様式はHPからダウンロードできます！

**<入学年度>
D1**



*【早期修了希望者】は、早期修了申請書も併せて提出すること。
*その他の手続きについては通常修了予定者に準じる。

*申請書類提出後の論文題目・学位の種類の変更は原則認めない。

<修了予定年度>

*論文付論文(第一著者)の受取通知
(は1月20日までのもの)を認めます。

*論文(仮綴)は、各自、予備検討終了後、本審査の1週間前までに必ず、各審査委員に必要書類と併せて直接提出すること。

*必要書類(論文目録等)については、各自で準備すること。

*予備検討結果の報告書提出
・推薦の推薦
(教育記録システムで確認)
【早期修了希望者】については早期修了指導教員所見提出

ベ切 10月15日

*論文審査の要旨提出
・試験の結果の要旨提出
・論文全文(本製本)
・CD(論文全文/要旨)
やむを得ない理由により全文を公表できない場合においては要約も提出

ベ切 2月10日

*論文(仮綴)は、各自、予備検討終了後、本審査の1週間前までに必ず、各審査委員に必要書類と併せて直接提出すること。

*必要書類(論文目録等)については、各自で準備すること。

*予備検討結果の報告書提出
・推薦の推薦
(教育記録システムで確認)
【早期修了希望者】については早期修了指導教員所見提出

ベ切 12月15日

*論文審査の要旨提出
・試験の結果の要旨提出
・論文全文(本製本)
・CD(論文全文/要旨)
【早期修了希望者】については早期修了指導教員所見提出

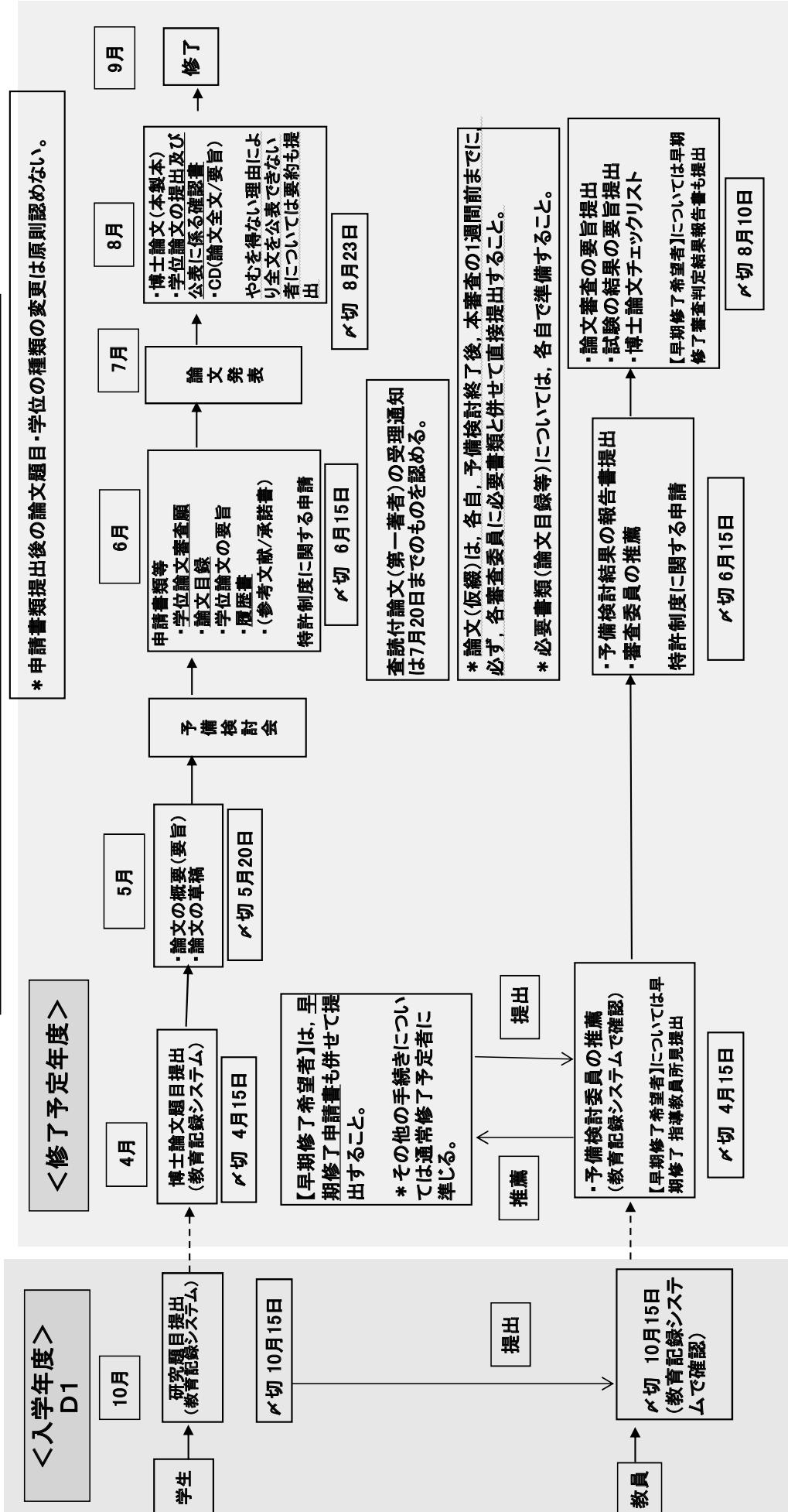
ベ切 2月23日

博士論文の手続きについて

*下線の書類の様式はHPからダウンロードできます！

《10月入学 9月修了》

- 提出物(論文仮綴以外)：提出先→学生支援室**
- 論文(仮綴)：提出先→論文審査委員(各自で提出)**

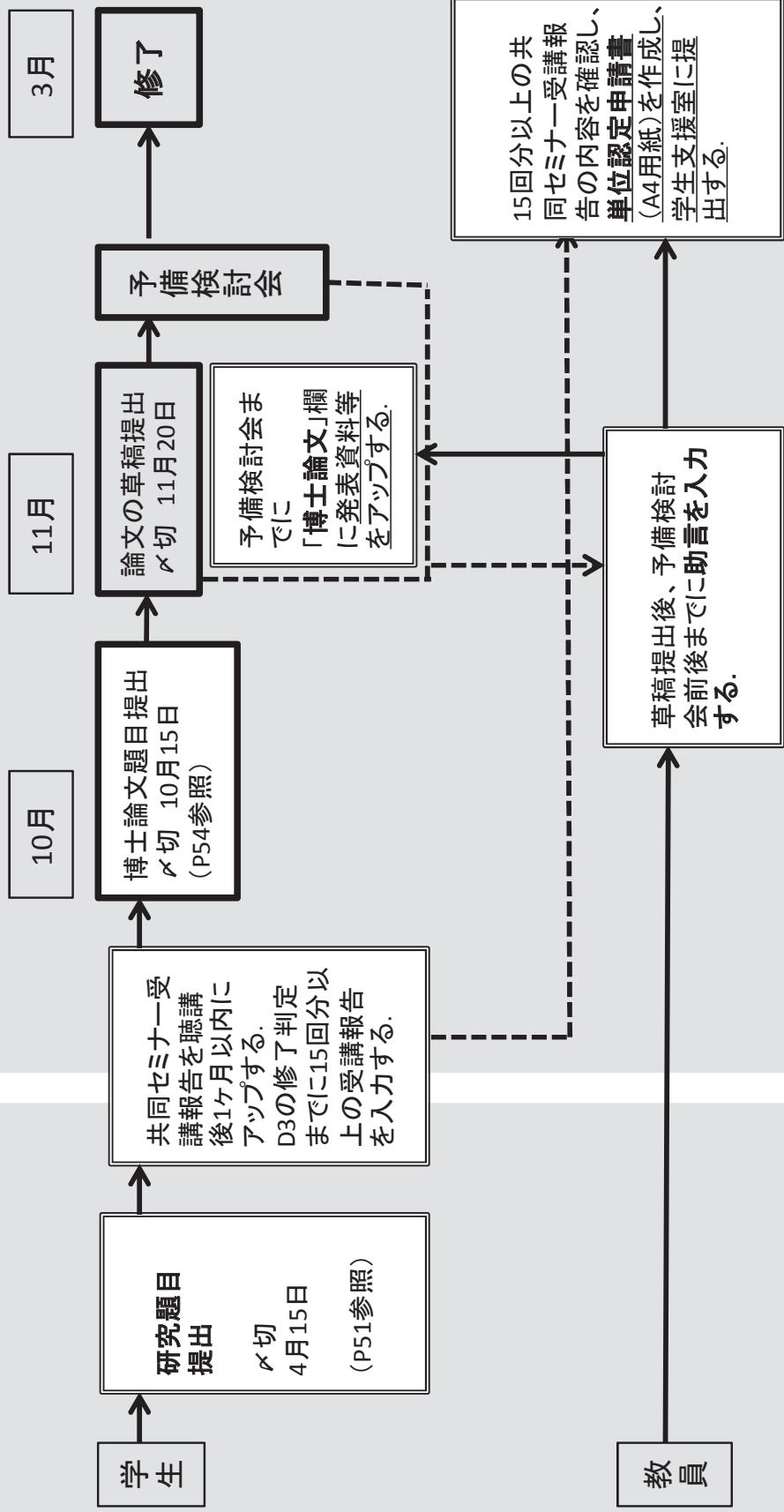


18. 博士修了判定に必要な教育記録システムでの手続きについて

«4月入学 3月修了»

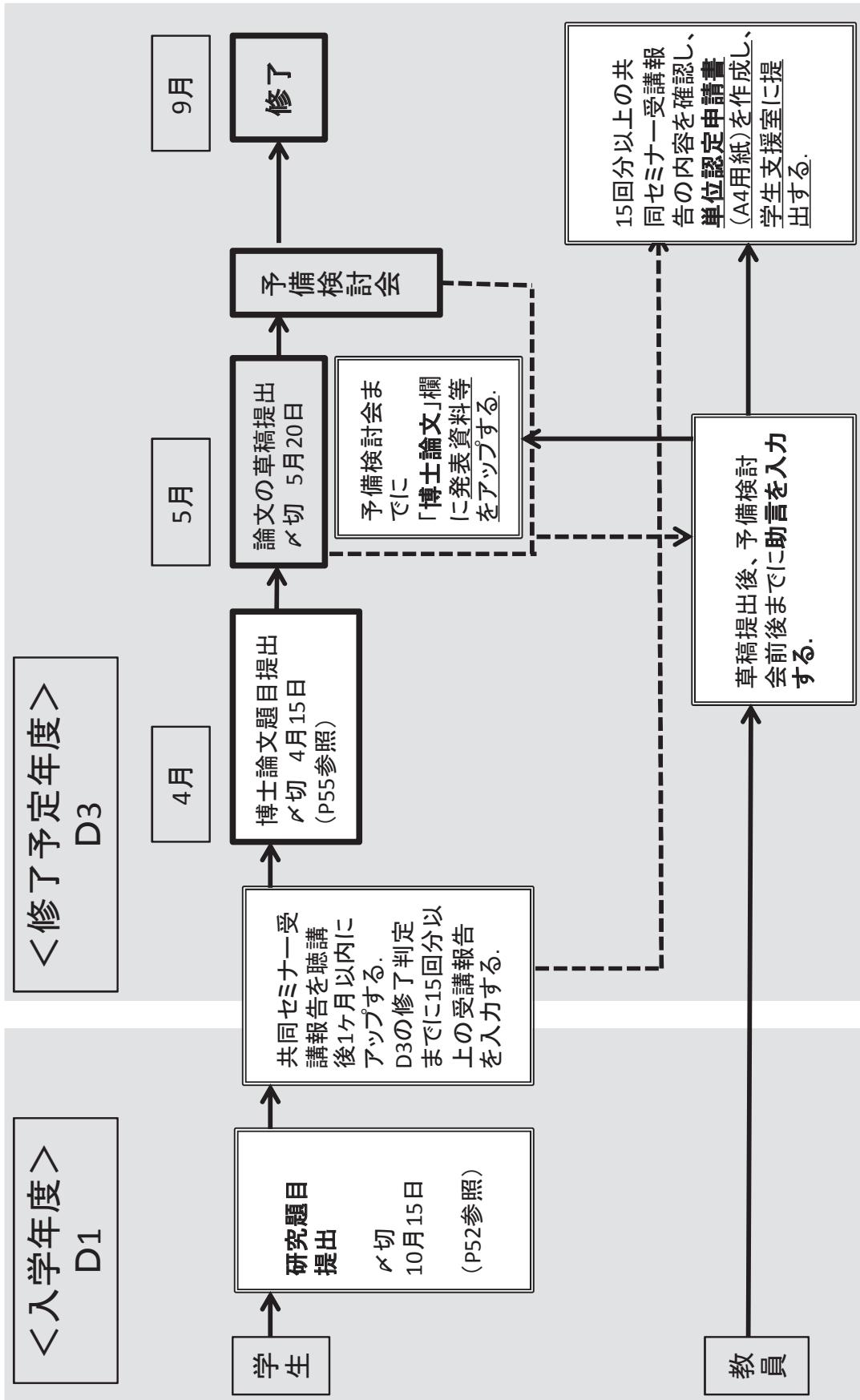
学生
研究題目
提出
〆切
4月15日
(P51参照)

教員
<入学年度>
D1
<修了予定年度>
D3



博士修了判定に必要な教育記録システムでの手続きについて

«10月入学 9月修了»



19. 博士論文等の提出について（作成要領）

広島大学大学院生物圏科学研究科学位論文等作成要領（課程博士）

(広島大学学位規則生物圏科学研究科内規第3条及び第7条

による提出書類)並びに学位論文の公表について

(平成 19.4.1 制定)

改正：平成 25.6.24

I 学位論文について

- 1 永年保存に耐え得る製本（黒のハードカバー）とし、表紙及び背表紙等は、別紙1-1及び別紙1-2の要領で印刷すること。
- 2 規格は、A4版とする。
- 3 用紙は、白地上質紙とする。
- 4 記載は、縦位置横書とする。
- 5 印刷は、永年保存に耐え得るものとするが、複写でもよい。
手書きによる場合は、楷書でていねいに記載し、文中の外国語は、活字体又はタイプ打ちすること。
- 6 共著論文あるいはその内容を学位論文として使用する場合は、共著者から、学位論文提出者の学位論文とすることについて承諾書を得ること。
承諾書の様式は、別紙2のとおりとする。
- 7 学位論文の提出部数は1部とする。

II 論文目録について

- 1 題目（副題を含む。）は、提出論文のとおり記載すること。
外国語の場合は、題目の下にその和訳を併記すること。
- 2 すでに学位論文を公表したものについては、学術雑誌の場合は、雑誌名、巻（号）、頁（最初と最後の頁。以下同じ。）及び発行年（西暦。以下同じ。）を、また著書の場合は、出版社名及び発行年等を記載すること。
また、すでに投稿し学会等において受理されているが、学位論文提出時において、印刷公表されていないものについては、学術雑誌の場合は、雑誌名及び受理年月日を、また、著書の場合は、発行予定年月日を記載すること。
- 3 学位論文の内容が、一部公表又は分割公表（受理、印刷中を含む。）されている場合は、関係論文として記載し、当該論文の別刷りを1部添付すること。
また、学位論文提出者がすでに公表した論文のうち、内容が学位論文と直接関係ないが、引用程度にとどめられたものは、参考論文のその他として記載すること。
- 4 引用している特許及び特許出願が公開されているものは、参考論文の「II その他」に記載することができる。
参考論文（その他）がない場合は「なし」と記載すること。

III 論文要旨について

- 1 論文題目（副題を含む。）は、提出論文のとおり記載すること。
外国語の場合は、題目の下にその和訳を（ ）内に併記すること。
- 2 論文の要旨は、A4判用紙を使用し、4000字以内とすること。
なお、英文の場合は、1500ワード以内とすること。
- 3 論文要旨の記載要領は、別紙4のとおりとする。

IV 履歴書について

- 1 氏名、生年月日、本籍地は、戸籍抄本のとおり記入すること。
- 2 現住所は、住民票に記載してある住所を記入すること。
- 3 学歴について
 - (1) 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - (2) 入学・卒業・修了・休学・退学その他の在籍中における異動についても、もれなく記入すること。
 - (3) 本研究科における学歴については、次のとおり記入すること。

平成〇〇年4月1日 広島大学大学院生物圏科学研究科（博士課程前期）〇〇専攻 入学
平成〇〇年4月1日 広島大学大学院生物圏科学研究科（博士課程後期）〇〇専攻 進学
平成〇〇年3月〇〇日 同 上 修了見込

本研究科以外から博士課程後期へ入学したものは、「進学」を「入学」として記入すること。

- 4 職歴・研究歴・賞罰（学会賞受賞等を含む。）のある者は、年次を追って記入すること。

V 学位論文の公表について

- 1 博士の学位を授与された者は、広島大学学位規則（以下「規則」という。）第14条第1項に基づき、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。
- 2 前記1にかかわらず学位論文の内容を分割公表又は一部公表できるものとする。ただし、特別の事由により一部の公表にとどまる場合には、規則第14条第2項に基づき、学位論文の全文に代えてその内容の要約を公表しなければならない。
- 3 公表は、単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「公表誌」という。）に登載して行うこと。
- 4 自費出版等配付が限定される出版物であっても、大学その他の学術機関等に配付されたものについては、公表誌として扱うことができる。ただし、この場合は、配付先の一覧を添付すること。

博士の学位を申請される方へ

学位論文等の公表について、大学院における教育研究成果の電子化及びオープンアクセスの推進の観点から、この度、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）が一部改正され、平成 25 年 4 月 1 日から印刷公表に代えて、インターネットを利用して公表することとされました。

本学においても広島大学学位規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号）を一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日以降に学位を授与される者から広島大学学術情報リポジトリを利用して公表することとしましたので、以下の点に注意して申請作業を進めてください。

1

「学位論文の全文」及び「論文の要旨」が広島大学学術情報リポジトリに掲載されますので、著作権等に注意して論文の執筆を行ってください。

2

学位論文申請の際、「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」に必要事項を記入のうえ、指導教員のサインを受けて、学生支援グループへ提出してください。

3

「学位論文の全文」及び「論文の要旨」の電子データを PDF (PDF/A(ISO 19005)推奨) に変換し、学生支援グループへ提出してください。

4

広島大学学術情報リポジトリでの掲載に際し、広島大学学位規則第 14 条第 2 項における「やむを得ない事由」により、「学位論文の全文」に代えてその内容を要約したものを公表することを希望する場合には、指導教員と相談のうえ、「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」の所定の欄に記載し、申請してください。

なお、申請する場合には上記 2 つの提出ファイル (PDF) に加えて、「論文の要約」の電子データを PDF に変換し、学生支援グループへ提出してください。

また、「やむを得ない事由」が解消された場合には、速やかに、再度「博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）」を学生支援グループへ提出してください。

【参考資料】

■研究倫理案内

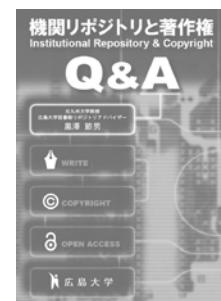
<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/graduate.html>

■機関リポジトリと著作権 Q&A

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/metadata/up/ZZT00003/Repository-Copyright.pdf>



広島大学



広島大学図書館 (黒澤 節男)

【問い合わせ先】

① リポジトリ・著作権に関すること

広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画主担当
Tel : 082-424-6228 (内線 東広島 6228) Fax: 082-424-6211

E-Mail : toshokikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ (HiR) トップページ

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

② 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること

各研究科支援室（学生支援グループ）

（※ PDF 化が困難な場合は、学生支援グループへ要相談）

③ 特許等に関すること

指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門

Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133

E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

機関リポジトリ？

機関リポジトリとは――

学内で生産された論文などの教育研究成果物を収集・蓄積・保存し、学内外へ無償で公開するシステムです。

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

機関リポジトリに登録した研究成果には誰もが自由にアクセスできるため、以下のような役割が期待できます。

- ・論文の可視性向上
- ・新たな研究成果発信ルート
- ・研究成果のショーウィンドウ

！注意！

著作権を学会等に移譲している論文については、機関リポジトリへの掲載許可を著作権者から得る必要があります。

学位論文として申請する論文の著作権がどこにあるのか、機関リポジトリでの公表が許可されているのかを必ず確認し、必要な許諾を得てください。

PDFファイルの形式は？

機関リポジトリで公表する PDF ファイルの形式は、PDF/A (ISO 19005)が推奨されています。

PDF/A (ISO 19005)とは――

長期保存を目的としたファイル形式で、文字フォントの埋め込み、暗号化の禁止、外部ファイルへの依存性の排除など、長期的なコンテンツへのアクセスを担保した規格です。

Microsoft Office 製品からは、PDF に保存する際にオプションで「ISO 19005-1に準拠(PDF/A)」にチェックを入れると簡単に作成できます。

PDF/A (ISO 19005)に準拠したファイルを作成することができない場合――

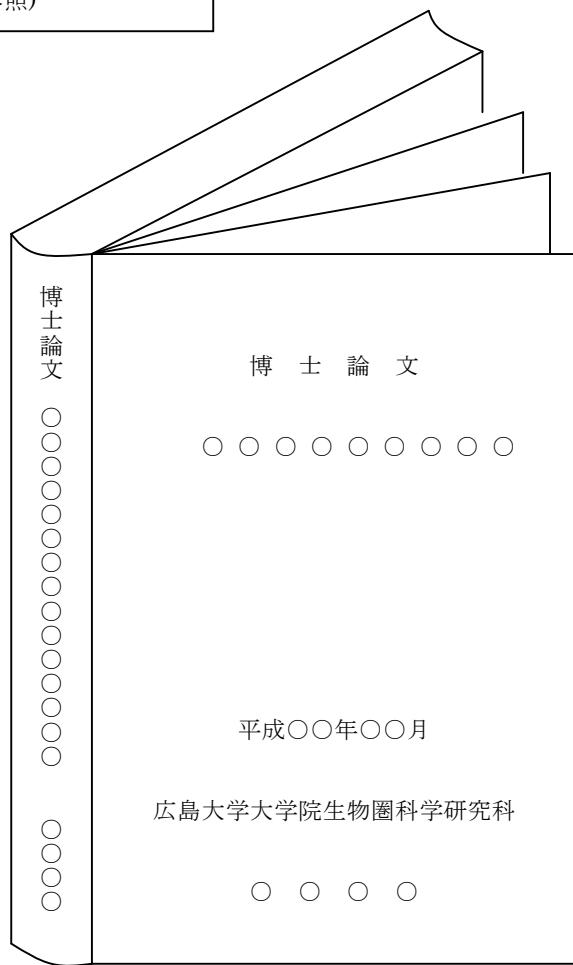
最低限、以下の要件を満たした PDF ファイルを作成してください。

- ①文字フォント埋め込みであること
- ②暗号化していないこと（パスワードによるロック等をかけていないこと）
- ③グラフ等のデータが他のファイルにリンクしていないこと

※どうしても PDF に変換できない場合は、研究科の学生支援グループにご相談ください。

(博士論文 表紙 及び 標題紙 の書き方)

[背表紙]
博士論文、論文題目及び
氏名を別紙 1 - 2 のとお
り直接印刷する。
(便覧参照)



[標題紙の次頁]

申請者が必要とする場合は、審査終了後、研究科長及び指導教員のサインを付ける。

なお、必要としない場合は、この頁は不要である。

[標題紙]

表紙と同様(別紙 1 - 2)に記載する。ただし、研究科名の後に専攻名を記載する。

[見返し紙]

[表紙]

博士論文、論文題目、年月、研究科名及び氏名を別紙 1 - 2 のとおり直接印刷する。

本文が和文の場合は、全てを和文で記載し、本文が英文の場合は、全てを英文で記載する。

博士論文の英訳は Doctoral Thesis とする。

論文題目の位置は、表紙の上部 1 / 3 の範囲に納める。

年月は、審査終了年月(3月又は9月)とする。

研究科名を記載する。

年月、研究科名、氏名は表紙の下部 1 / 3 の範囲に納める。

(1)本文が和文の場合

[背表紙]

博士論文
生物圏科学に関する研究

広島一郎

[表紙]

博士論文

生物圏科学に関する研究

平成〇〇年3月（又は、9月）
広島大学大学院生物圏科学研究所
広島一郎

[標題紙]

博士論文

生物圏科学に関する研究

平成〇〇年3月（又は、9月）
広島大学大学院生物圏科学研究所
〇〇〇〇〇専攻
広島一郎

(2)本文が英文の場合

[背表紙]

Doctoral Thesis Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

[表紙]

Doctoral Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March 20〇〇

[標題紙]

Doctoral Thesis

Studies on Biosphere Science

Ichiro Hiroshima

Department of 〇〇〇〇〇
Graduate School of Biosphere Science
Hiroshima University

March 20〇〇

論文目錄

氏 名 印

公表の方法 広島大学大学院生物圏科学研究科紀要に要旨を公表するほか、次のとおり分割して公表する。

- | | |
|--------|-------------------|
| 第1章 | 関係論文の1 |
| 第2章第1節 | 関係論文の2 |
| 第2章第2節 | 関係論文の3 |
| 第3章 | ○○学会誌に投稿中 (投稿年月日) |
| 第4章 | ○○学会誌に投稿予定 (予定期間) |

参考論文

I 關係論文

- 1 著者名, 題目, 雜誌名, 卷(号), 頁(最初と最後の頁。以下同じ。), 発行年
 - 2 著者名, 題目, 雜誌名, (印刷中: 受理年月日)
 - 3 著者名, 題目, 雜誌名, (受理年月日)

(注) 関係論文とは、学位論文の内容が公表されている論文(受理、印刷中を含む。)をいう。

II その他

- 1 著者名, 題目, 雜誌名, 卷(号), 頁, 発行年 (注 1)

2 特許権者名(または, 発明者名), 発明の名称, 特許番号 (注 2)

3 特許出願者名(または, 発明者名), 発明の名称, 特許出願公開番号 (注 2)

(注 1) その他には学位論文提出者がすでに公表した論文のうち, 内容が学位論文とは直接関係ないか, 引用程度にとどめられたものを示す。論文の数が多い時には主要なもののみを記入すること。

(注 2) 特許及び特許出願が公開されているもので, 内容が学位論文と関係するものについては記入してもよい。

(注) 用紙の規格は、A4判とする。

◎課程博士の学位論文に係る参考論文（関係論文）について（H9.6.2 研究科運営委員会）

課程博士の学位論文申請に係る参考論文（関係論文）には、審査制度のある学術誌に、申請者が博士課程後期に実施した研究を基に作成し、かつ、第一著者として発表した学術論文が一編以上含まれていなければならない。

この取扱は、平成24年度博士後期入（進）学者から適用する。

様式集（博士）

単位認定申請書
Application for Recognition of Credits

平成 年 月 日
Date: (Year) (Month) (Day)

大学院生物圏科学研究科長 殿
To: The Dean of the Graduate School of Biosphere Science

生物圏科学研究科 専攻
Graduate School of Biosphere Science Department
学生番号
Student Number
氏名
Name

認定科目の単位等の認定を受けたいので、報告書等を添付のうえ、申請します。
I hereby apply for the recognition of the credits for designated courses, with reports or other required documents attached hereto.

該当科目に○ Put a circle in the appropriate box.	認定科目 Course	A又はB A or B	備考 Remarks
	実験技術習得実習 Practice in Experimental Techniques	B	
	院生主催セミナー Student-Organized Seminar	B	
	プレゼンテーション Presentation	B	
	テクニカルライティング Technical Writing	B	
	国内インターンシップ Domestic Internship	B	
	海外インターンシップ International Internship	B	

主指導教員氏名 Name of Academic Supervisor	-----		
〈単位認定にあたっての意見〉 (Comments regarding certification of credits)			
主指導教員評価 Evaluation by Academic Supervisor	秀 優 良 可 Excellent, Very Good, Good, Fair	学務委員会認定 Certification of Academic Affairs Committee	

実習記録簿

学生番号 : _____ 氏名 : _____ 主指導教員名 : _____
 実習先研究室名 : _____ 住所 : _____
 実習先指導員名（役職） : _____ (_____)

実習日誌（学生：記入、実習先指導員：確認）

実習年月日	時間	実習内容	確認サインまたは印鑑
平成 年 月 日	～		

実習修了報告書（学生：記入、主指導教員：時間数認定・確認）

習得実験技術の内容 :		
認定欄	認定時間数 :	確認印 :

（主指導教員：成績評価・確認）

成績記入欄	評価 :	確認印 :
-------	------	-------

複数の実習先に行った場合は、その都度、実習記録簿を作成し、最終ページの成績記入欄に評価を記入・押印して下さい。

別記第1号様式

平成 年 月 日

広島大学大学院生物圏科学研究科長 殿

平成 年 月 日 入学・進学
広島大学大学院生物圏科学研究科
博士課程後期 専攻
氏 名 印

学位論文審査願

広島大学大学院生物圏科学研究科博士課程後期修了の認定を受けるため、広島大学学位規則第4条第1項の規定に基づき、下記関係書類を提出いたしますから、審査くださるようお願いします。

記

論 文 1通

論 文 目 錄 3通

論 文 の 要 旨 3通

履 歴 書 3通

論 文 目 錄

氏 名

印

学 位 論 文

参 考 論 文

I 関係論文

II その他

備考

- 1 学位論文及び参考論文については、論文題目、公表の方法、公表年月日及び冊数を記載すること。
- 2 論文題目が外国語の場合は、和訳を付けて、外国語、日本語の順序で列記し、日本語は（ ）内に記載すること。
- 3 参考論文が2編以上ある場合は、列記すること。
- 4 論文をまだ公表していないときは、公表の方法及び時期の予定を記載すること。
- 5 引用している特許及び特許出願が公開されているものは、参考論文の「II その他」に記載することができる。
- 6 論文の要旨は、4000字以内とすること。なお、英文の場合は、1500ワード以内とする。
- 7 用紙の規格はA4とし、縦にして左横書とすること。

別記第4号様式

履歴書

ふりがな
氏名

印

生年月日

本籍（都道府県名）

現住所

学歴
年月日

職歴
年月日

研究歴
年月日

賞罰

上記のとおり相違ありません。

年月日

氏名印

備考

- 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追つて記載すること。
- 2 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- 3 用紙の規格はA4とし、縦にして左横書とすること。

承 諸 書

私は、下記の共著論文内容を ○ ○ ○ 氏の学位論文に使用することを承諾します。
なお、当該学位論文を広島大学学術情報リポジトリへデータ登録し、インターネットにより無償で公開することについても、併せて承諾します。

記

1 著 者 名

2 題 目

3 発 表 誌 名

4 卷 (号) ・ 頁・年

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名

印

(注) 用紙の規格は、A4判とする。

学位論文の要旨

(注) 題目(副題を含む。)は、提出論文のとおり記載すること。
英文のときは和訳を()内に併記すること。

広島大学大学院生物圏科学研究科

○○○○○ 專攻

学生番号 D · · · · ·

氏 名 ○ ○ ○ ○

(注) 論文の要旨は、A4判用紙を使用し、4000字以内とする。
なお、英文の場合は1500ワード以内とする。

平成 年 月 日

広島大学大学院生物圏科学研究科長 殿

学生番号

専 攻

氏 名

印／サイン

早期修了申請書

広島大学大学院規則第44条に基づき、博士課程後期早期修了の認定を申請いたします。

早期修了希望時期 平成 年 月

早期修了申請・指導教員所見

平成 年 月 日

学生番号	D	氏名	
専攻	専攻		
早期修了 希望時期	平成 年 月 希望	指導教員	印／サイン

博士の学位論文の提出及び公表に係る確認書（申請書）

広島大学が博士の学位を授与したときは、学位規則（昭和二十八年四月一日文部省令第九号）の第八条、第九条及び広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）の第13条及び第14条に基づき、広島大学学術情報リポジトリにおいて「学位論文の内容の要旨」、「学位論文審査の結果の要旨」及び「学位論文の全文」を公表します。

博士の学位論文を提出するにあたり、学位の申請及び広島大学学術情報リポジトリにおける公表について以下の項目を確認のうえ、必要事項を記入してください。

【広島大学学位規則（平成16年4月1日規則第8号）抜粋】

（学位論文要旨の公表）

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

学位申請者氏名	
論文提出先研究科	
論文題目	

問い合わせ先：

① リポジトリ・著作権に関すること

広島大学図書館 図書学術情報企画グループ 学術情報企画主担当

Tel: 082-424-6228 (内線 東広島 6228) Fax: 082-424-6211 (内線 東広島 6211)

E-Mail : tosho-kikaku-jyoho@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学学術情報リポジトリ（HiR）トップページ <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

② 確認書（申請書）・電子ファイル・学位論文審査に関すること

各研究科支援室（学生支援グループ）

③ 特許等に関すること

指導教員 または 広島大学産学・地域連携センター知的財産部門

Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133

E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

※以下の項目は、事務で記入します。

学位記番号	甲 第 乙 号	学位授与年月日	年 月 日
-------	------------	---------	-------

(裏面に必要事項を記入してください。)

1. 学位論文執筆に係る確認事項

<input type="checkbox"/>	研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	著作権の侵害行為を行っていないこと。（以下のア～キを満たす、適切な方法で引用を行っている。または、学位論文執筆に関して著作権者の許諾を得ている。） <ul style="list-style-type: none"> ア 既に公表されている著作物であること イ 「公正な慣行」に合致すること ウ 研究の引用の目的上「正当な範囲内」であること エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること カ 引用を行う「必然性」があること キ 「出所の明示」をすること
<input type="checkbox"/>	プライバシーを保護すべき研究対象者が存在しないこと。または、研究対象者のプライバシーが保護されていること。（対象者が研究対象となることを了解しており、公表方法等にも合意している。）

2. 学位論文申請に係る確認事項

<input type="checkbox"/>	共著者がいる場合、共著者が同じ内容で学位論文申請を行うことが無いよう、「あなたの学位論文とすることに同意する。」旨の書類を本学に提出していること。または、単著論文であること。
<input type="checkbox"/>	「学位論文の全文」、「学位論文の要旨」の電子データを提出すること。また、広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」がある場合には、併せて「学位論文全文の要約」の電子データを提出すること。博士論文の電子データ形式は、PDF (PDF/A(ISO 19005)推奨) とする。

3. 広島大学学術情報リポジトリで公表することに係る確認事項

<注意事項>

- 1 本学では広島大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）で論文の全文及び論文の要旨をインターネット公開することとしているため、本確認書（申請書）提出の際に、著作権のうち複製権・公衆送信権について許諾したこととなります。
- 2 リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。
- 3 「学位論文の要旨」及び「論文審査の要旨」は学位授与日から3月以内に、「学位論文の全文」又は「学位論文全文の要約」は学位授与日から1年以内にリポジトリにおいて公表し、リポジトリトップページに「お知らせ」を掲載しますので、確認してください。

<input type="checkbox"/>	学位論文全文の公表に際し、学位申請者自身が著作権等の権利関係を確認済みであること。
<input type="checkbox"/>	広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」（以下A～H）に該当しないこと。 (該当がある場合はこの欄を空欄とし、以下の項目にチェックを入れること。)

【広島大学学位規則第14条第2項における「やむを得ない事由」に該当する項目】(ない場合はチェック不要)

A <input type="checkbox"/>	立体形状による表現を含むなど事実上インターネットでの公表が不可能なものである。
B <input type="checkbox"/>	学位論文における文章や図表・写真等について、著作権法第32条に定める引用ではなく、同法第63条に定める許諾によって利用した場合において、リポジトリでの公表が許諾に係る利用方法及び条件の範囲内に含まれていない。また、リポジトリでの公表について許諾が得られていない。
C <input type="checkbox"/>	共著者のある場合で、リポジトリで公表することについて許諾が得られていない。
D <input type="checkbox"/>	著作権を譲渡している場合で、著作権者（出版社や学会）に許諾が得られていない。
E <input type="checkbox"/>	投稿・出版した（またはその予定がある）ものであって、掲載誌・出版社の許諾が得られていない。
F <input type="checkbox"/>	公表してはいけないような、対象者のプライバシーに関わる情報や秘匿の情報を含んでいる。
G <input type="checkbox"/>	投稿・出版の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。
H <input type="checkbox"/>	特許・実用新案等の出願の予定があつて、全文の公表により申請者自身に明らかな不利益が生じる。

広島大学長 殿

上記の理由（詳細：_____）により、学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表したいので、申請します。

なお、上記の理由が解消された場合には、速やかに_____研究科学生支援グループへ改めて本紙を提出し、論文の全文を公表します。

【公開予定日：20 年 月 日】 (公開予定日は定まらない。)

(事務で記入) やむを得ない事由の審議結果	20 年 月 日 研究科教授会・代議員会 承認 <input type="checkbox"/>
--------------------------	--

4. 申請者署名及び指導教員署名

学位申請者署名（自署）		20 年 月 日
主指導教員署名（自署） (論文博士の場合、主査等署名)		20 年 月 日

記載いただく氏名等の情報は、学位関係業務にのみ使用します。

Doctoral Dissertation Submission and Publication Confirmation (Application Form)

Based on Articles 8 and 9 of the Degree Regulations (Ordinance of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology No.9 of April 1, 1953) and on Articles 13 and 14 of the Hiroshima University Degree Regulations (No.8 of April 1, 2004) those who will receive a doctoral degree from Hiroshima University shall use the Hiroshima University Institutional Repository for the publication of the abstract of the dissertation content, the summary of the results of the dissertation screening and the entire dissertation.

When you submit a doctoral dissertation, please confirm the following requirements regarding application for a doctoral degree and publication in the Hiroshima University Institutional Repository then fill out the following form:

Applicant's Name:	
Graduate School where the Dissertation is to be Submitted:	
Title of the Dissertation:	

Inquiries :

① On the Institutional Repository and Copyright:

Hiroshima University Library Information Planning Group (Information Planning)
Tel : 082-424-6228 (Extension: Higashi-Hiroshima 6228)
Fax: 082-424-6211 (Extension: Higashi-Hiroshima 6211)
E-Mail: tosho-kikaku-jyoho @office.hiroshima-u.ac.jp
Hiroshima University Institutional Repository (HiR) Top page:
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/>

② On the Confirmation (application form), electronic files, thesis reviews

Contact the support office of your graduate school (Student Support Group).

③ On Patent issues etc.

Contact your doctoral advisor or the Hiroshima University Center for Collaborative Research & Community Cooperation (intellectual property).

Tel: 082-424-5597 Fax: 082-424-6133

E-Mail: chizai@hiroshima-u.ac.jp

1. Items to verify concerning the writing of the dissertation

<input type="checkbox"/>	The author hasn't committed any misconduct in the research (fabrication, falsification, plagiarism etc.)
<input type="checkbox"/>	The author hasn't violated any copyrights (Quotations are made in an appropriate manner as described by A – G, or are authorized by the copyright holder in writing the academic dissertation.) A Quotations are from a work that is already made public. B Quotations are compatible with fair practice. C Quotations are permissible to the extent justified by the purpose of the quotation. D The subordinate-superior relationship between quoted parts and other passages of the text are visible. E The quotations are made recognizable by quotation marks etc. F Quotations are based on necessity. G Sources are clearly indicated.
<input type="checkbox"/>	There are no objects of research who require privacy protection or the privacy of the research object is already protected (the object person agreed to being studied, the object person also agreed on the manner of publication etc.).

※For official use only

学位記番号	甲 第 号	学位授与年月日	年 月 日
乙			

(Please fill in the following pages with the necessary information.)

II 学 生 生 活 関 係

1. 学生への連絡について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「Myもみじ」の掲示により行いますので、一日一度は必ず「Myもみじ」を確認するよう心掛けてください。ただし、「Myもみじ」が正常に稼働しない場合は、研究科の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。掲示を見なかつたために不利益を受けることのないように注意してください。

2. 学生証（ICカード身分証）について

学生証（ICカード身分証）は、本学の学生であることを証明するものですから常に携帯してください。試験、諸証明の交付、JR各社の学割証、通学証明の交付等のとき学生証により本人であることを確認するため必要です。

学生証には、磁気情報が登録されています。この磁気情報は、別途に通知されるあなたの学生証パスワードとともに、次のような機器等を利用するときに不可欠ですので、銀行のキャッシュ・カードと同じように慎重に自己管理してください。

- ① 証明書自動発行機により学業成績証明書、在学証明書、修了見込証明書、学割証及び健康診断証明書の交付を受けるとき。
- ② インターネット等マルチメディア情報の受発信及び情報処理教育科目の履修をするとき。
- ③ 附属図書館の利用及び情報メディア教育研究センター等の施設を利用するとき。
- ④ 夜間、休日等に生物圏科学研究科の建物内に入館するとき。等

学生証記載事項の変更（氏名変更など）、紛失（盗難）又は破損した場合は、「学生証再交付願」を、所属研究科の学生支援室へ提出して、再交付を受けてください。写真の変更を希望する場合は、写真1枚（縦4cm×横3cm）を添付してください。なお、再交付は原則有料となります。

また、学生証の紛失・盗難に気づいたときは、速やかに学生証パスワードを変更してください。

学生証パスワードは、変更することができます。機密保護の観点から定期的に変更して長期間同じパスワードを使用しないようにしてください。パスワードを他人に漏らさないこと。また、盗まれないよう注意してください。

3. 構内駐車証・パスカード及び構内駐輪証について

（III. 規則関係の「広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則」参照）

自動車・自動二輪車及び原動機付自転車を使用して東広島キャンパスに通学する者は、入構の許可を受け、構内駐車証及びパスカード（有料）が必要です。（ただし、自動二輪車及び原動機付自転車は構内駐輪証のみ）

構内駐車証等の許可申請資格は、居住地区等により規制があり、安全講習会の受講も必要です。

（参考）

○構内駐車証、パスカード及び構内駐輪証の交付申請に必要なもの

構内通行書等申請書（web入力画面を印刷したもの）、学生証、運転免許証、任意保険証、車検証等

（注）構内駐車証、パスカード申請者は、次の利用者負担金を所定の用紙により払込む必要があります。

＜利用者負担金＞

年間券：7,000円　　半年券：3,500円　　一ヶ月券：1,000円

4. 授業料免除等について

(III. 規則関係の「広島大学授業料等免除及び猶予規則」参照)

授業料は所定の期日（前期にあっては4月、後期にあっては10月）に納入しなければなりません。しかし、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業成績優秀と認められる者に対しては、授業料の全額又は半額を免除する制度があります。また、特定の事由のある者に対しては月割分納あるいは徴収猶予の制度があります。

授業料免除等に関する取り扱いは、学生プラザで行っていますので、詳細等については下記へ問い合わせてください。

<問い合わせ先>

広島大学教育室学生生活支援グループ授業料免除担当（学生プラザ3F）

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2

電話 (082) 424-6163, 6138

FAX (082) 424-6159

メール gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

5. 奨学金について

学業成績が優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者については、選考のうえ、奨学金を貸与又は給与する制度があります。

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構の奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金があります。

なお、奨学金に関する取り扱いは、学生プラザで行っています。

奨学金の申請者・受給者に対する通知は原則、「My もみじ」の掲示又はこのホームページにより行い、奨学金希望者に対する募集はホームページで行いますので定期的に確認するようしてください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/financial.html>

<問い合わせ先>

広島大学教育室学生生活支援グループ奨学金担当（学生プラザ3F）

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2

電話 (082) 424-6167, 6169

FAX (082) 424-6159

メール gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

6. 保険について

広島大学では、在学中の学生が病気やケガをした場合を対象にした以下の保険を取り扱っています。

①学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

大学の正課である講義、実験・実習、課外活動、各種大学行事（インターンシップ及びボランティア活動を含む）の参加中及び学内で生じた災害等並びに通学中、大学施設等相互間の移動中の事故が補償の対象となるものです。本学では、保険料を大学が負担し全員加入（※標準修業年限分/M=2年間、D=3年間）としており、個別に加入する必要はありません。

なお、この制度の詳細は、「学生生活の手引」及び広島大学のホームページを参照してください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogaihoken.html>

②学研災付帶賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は、正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動及びその活動を行うための往復中で、他人にケガをさせたり、（ただし、正課・学校行事内のスポーツ中の事故で、学生が法律上の損害賠償を負わないとき、対象外になります。）他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。本研究科では、保険料を研究科が負担し全員加入（※標準修業年限分/M=2年間、D=3年間）としており、個別に加入する必要はありません。

なお、この制度の詳細は、「学生生活の手引」及び広島大学のホームページを参照してください。

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/keizaishien/shogaihoken.html>

詳しくは、入学時にお渡しする「学生教育研究災害傷害保険のしおり」「学研災付帶賠償責任保険のしおり」をお読みください。

<問い合わせ先>

広島大学教育室学生生活支援グループ学生保険担当（学生プラザ3F）

〒739-8511 東広島市鏡山1-3-2

電話 (082) 424-6163, 6166

FAX (082) 424-6159

メール gkeizai-group@office.hiroshima-u.ac.jp

7. 保健及び相談施設について

①保健管理センター

健康管理センターは、心身両面の健康診断や健康相談を行い、学生及び教職員の疾病予防と健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。

<業務と問い合わせ先>

○ 保健管理センター：〒739-8521 東広島市鏡山1-7-1

メディカル部門：電話：(082) 424-6191, 6192（保健管理センター）

メールアドレス：health@hiroshima-u.ac.jp

メンタルヘルス部門：電話 (082) 424-6186（学生プラザ4F）

メールアドレス：mental@hiroshima-u.ac.jp

カウンセリング部門：電話 (082) 424-6187（学生プラザ4F）

メールアドレス：shinri@hiroshima-u.ac.jp

東広島地区	メディカル部門 (健康管理センター1F)	メンタルヘルス部門・カウンセリング部門 (学生プラザ4F)
	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
健康相談	○	○
診療（内科）	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	
歯科健康相談	●（予約制）	
婦人科健康相談	●（予約制）	
泌尿器科健康相談	●（予約制）	
応急処置	○	○

健康診断証明書の発行	○	○
メンタルヘルス相談		●（予約制）
カウンセリング 学生相談		●（予約制）
留学生のための心理相談		●（予約制）

【留意事項】

- 婦人科健康相談、泌尿器科健康相談、カウンセリング、メンタルヘルス相談は予約が必要です。曜日、時間、担当医、担当カウンセラー等の詳細についてはお問い合わせください。
- 薬が必要な方は、必ず診療を受けてください。投薬のみの受付はいたしません。
- 健康診断証明書は証明書自動発行機でも発行できます。発行できない場合は保健管理センターで申し込んでください。

②ピア・サポート・ルーム

学生さんに快適なキャンパスライフを送ってもらうために、1997年に設立された広島大学の公的な機関です。ピア・サポート・ルームでは、学校の施設の場所や授業について、また、こころの問題についての相談を、学生の相談員（ピア・ソポーター）が行っています。

*ピア・ソポーターとは、正規の養成セミナーを通じて大学から正式に認定された専門のカウンセラーの先生から指導を受けた学生です。

なお、詳細は、広島大学のホームページを参照してください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/peer/>

③ハラスメント相談窓口

広島大学では、大学におけるハラスメントは重大な人権問題・教育問題であると考え、専門相談員及び相談員が皆さんの相談にあたっています。

なお、詳細は、広島大学のホームページを参照してください。

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/harass/index.html>

8. 証明書自動発行機について

広島大学では窓口業務の迅速化をはかるため、証明書自動発行機を設置しています。

どこかの発行機からでも学生旅客運賃割引証、成績証明書、卒業（修了）見込証明書、在学証明書、健康診断証明書及び保健管理センター証明書（感染症抗体検査・ツベルクリン反応検査等の証明書）が発行できます。

発行には学生証が必要です。

下記証明書は発行機を利用して取得してください。

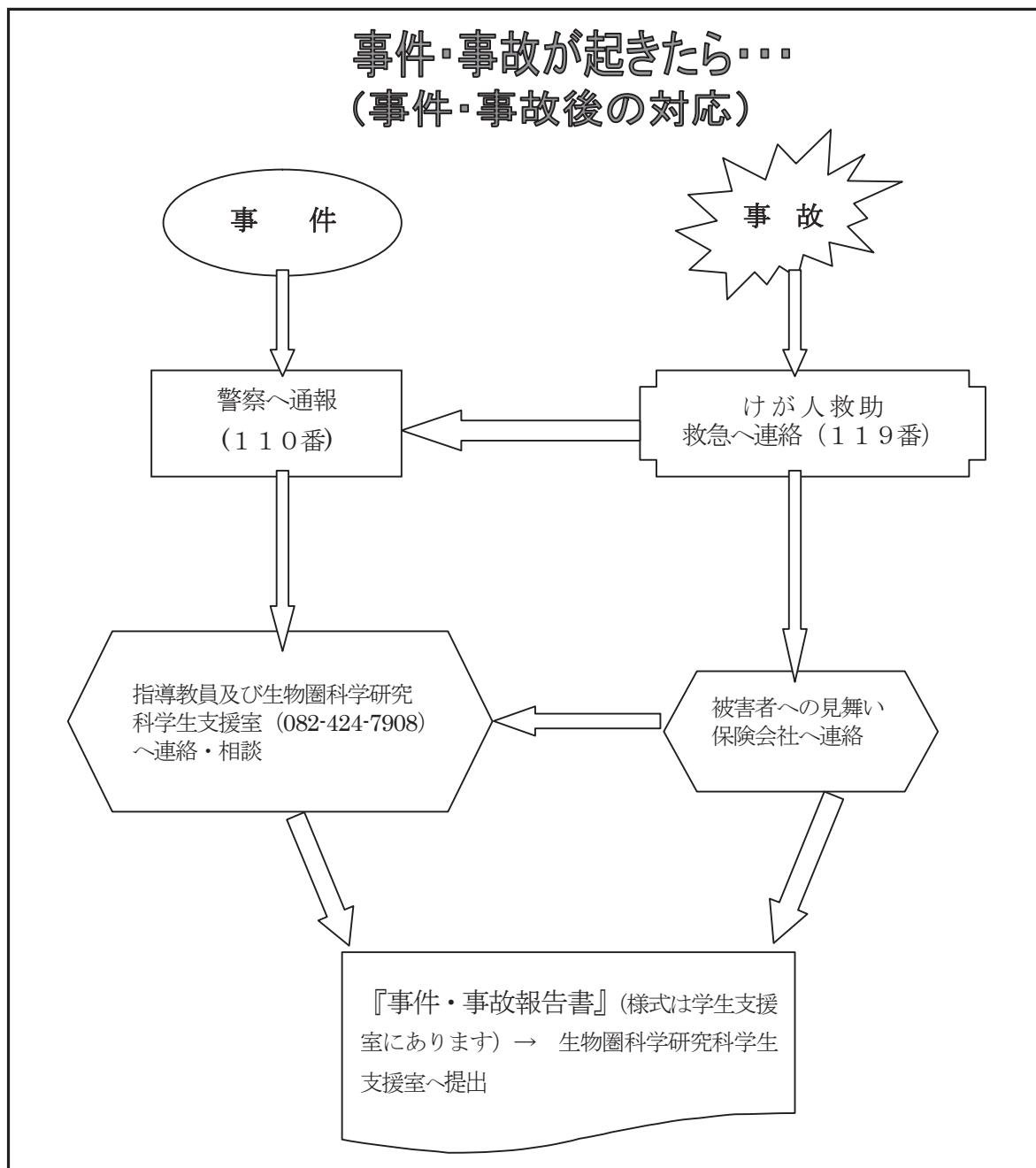
- 発行する証明書 : 学生旅客運賃割引証、在学証明書（和文、英文）、成績証明書（和文）
卒業（修了）見込証明書（和文、英文）、健康診断証明書（和文）
保健管理センター証明書
- 発行機設置場所 : ①総合科学部（学生支援室窓口前）
②文学部（学生支援室入口付近）
③教育学部（学生支援室入口付近）

- ④法学部・経済学部（学生支援室窓口前）
- ⑤理学部（学生支援室入口付近）
- ⑥工学部（学生支援室窓口前）
- ⑦生物生産学部（学生支援室入口付近）
- ⑧霞キャンパス 医学部（基礎・社会医学棟1F）
歯学部（C棟2F）
- ⑨東千田キャンパス（東千田総合校舎1Fロビー）

3. 稼働時間 : (※日曜・祝日及び12月29日～1月3日は停止します。)
東広島キャンパス 月～金曜日 8:30～17:15 (土曜日は停止)
霞キャンパス 月～金曜日 8:30～21:30, 土曜日 8:30～17:00
東千田キャンパス 月～金曜日 8:30～21:15, 土曜日 9:45～18:30
4. 対象学生 : 学部生, 大学院生, 専攻科生
5. 発行可能枚数 : 学生旅客運賃割引証 → 1人あたり年間20枚。1日4枚まで。
成績証明書（和文） → 制限は有りません。
卒業（修了）見込証明書（和文, 英文） → 制限は有りません。
在学証明書（和文, 英文） → 制限は有りません。
健康診断証明書（和文） → 制限は有りません。
保健管理センター証明書 → 制限は有りません。
6. 氏名表記について : 日本人学生, 漢字表記の外国人留学生 → 漢字で表記します。
アルファベット表記の外国人留学生 → アルファベットで表記します。
7. その他 : 発行された証明書の記載内容については各自でチェックしてください。

9. 事件・事故発生時の対応マニュアル

事件や交通事故にあった場合は、警察等に連絡するとともに、必ず指導教員及び生物圏科学研究科学生支援室に連絡してください。指導教員の連絡先は、各自で確認、記録しておいてください。



【指導教員の連絡先】<学生控え>

指 导 教 員 氏 名	連 絡 先
	(TEL)

事件・事故報告書

平成 年 月 日

ふりがな 氏名		専攻 (学生番号)	
現住所	<u>TEL</u> <u>携帯電話</u>		
帰省先	<u>TEL</u>		
指導教員 (チューター)			
発生日時			
場所			
相手氏名 (住所・TEL等)			
事件・事故の概要	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
発生原因 (具体的に記入すること。例: アルバイトによる疲労から居眠り運転等)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
その他 (運転免許取得年月日等)	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

10. 広島大学附属図書館利用案内について

詳細はホームページをご覧ください。(<http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp/index.html>)

中央図書館

* 開館時間と各サービス時間は異なります。

* 定例作業日(第3木曜日)

授業期：2階書架の一部、レファレンス、資料出納の受付、文献複写(現金払)はサービス停止

休業期：午前中閉館(開館時間 12:00-17:00)

区分	授業期	休業期				閉館
		月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土・日曜日	
開館時間	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-17:00	
サービス時間	閲覧 OPAC検索	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-22:00	10:00-20:00	8:30-17:00
	貸出・返却 閲覧個室 グループ閲覧室	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45
	ライブラリーホール	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45
	書庫資料利用	8:45-21:30	10:00-19:30	8:45-21:30	10:00-19:30	8:45-16:30
	文献複写(コピーカード) " (コイン式)	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-21:45	10:00-19:45	8:45-16:45
	文献複写(電子マネー)					
	レファレンス 有料情報検索	9:00-12:00 13:00-16:45	休止	9:00-12:00 13:00-16:45	休止	9:00-12:00 13:00-16:45
	資料出納の受付	8:45-16:15		8:45-16:15		8:45-16:15
	文献複写(現金払) 相互利用受付	8:45-16:45		8:45-16:45		8:45-16:45

1. レファレンス、有料情報検索は昼時間帯(12:00-13:00)の間、休止します(土・日は終日休止)。

2. 閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

東図書館・西図書館

* 開館時間と各サービス時間は異なります。

* 定例作業日

【東図書館】(第4木曜日) 授業期：3階書架の作業エリアは利用制限。

休業期：閉館

【西図書館】(第2木曜日) 授業期：2階書架の作業エリアは利用制限。

休業期：閉館

その他館内整備作業のため不定期に利用出来ないエリアが発生します。

区分	授業期					休業期	
	月～金曜日	土曜日	日曜日	月～金曜日	土・日曜日		
開館時間	8:30～21:00	10:00～17:00		8:30～17:00			
サービス時 間	閲覧 OPAC検索	8:30～21:00	10:00～17:00		8:30～17:00		
	貸出・返却 閲覧個室 グループ閲覧室 情報リテラシー研修室(東図書館) 視聴覚ブース(東図書館) AVコーナー(西図書館) 書庫資料利用 文献複写(コピーカード) " (コイン式)(西図書館)			閉館	8:45～16:45	閉館	
	レファレンス 文献複写(現金払) 相互利用受付	8:45～16:45	休 止		8:45～16:45		

閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

霞図書館

* 開館時間と各サービス時間は異なります。

区分	月～金曜日		土・日曜日	
	通常	月曜日(第1・第3)	通常	8月、3月
開館時間	8:30～22:00	12:00～22:00	9:45～20:00	
サービス時 間	閲覧 OPAC検索	8:30～22:00	12:00～22:00	9:45～20:00
	貸出・返却 文献複写(コピーカード) 文献複写(電子マネー) " (コイン式) セミナー室	8:45～21:45	12:00～21:45	10:00～19:45
	多目的室 メディアルーム			
	リテラシールーム			
	レファレンス 文献複写(現金払) 相互利用受付	8:45～17:00	12:00～17:00	休 止
	書庫資料出納の受付	9:30～12:00 13:00～17:00	13:00～17:00	予約のみ受付

1. 開館時間が変更になりました。特に土・日曜日の開館時間は時期によって異なります。

ご注意ください。

2. 毎月第1、第3月曜日は午前中清掃のため、開館時間は12:00～22:00です。

3. 閉館時の図書の返却は、玄関のブックポストをご利用ください。

東千田図書館

* 開館時間と各サービス時間は異なります。

休館日(定例整理日)… 東千田図書館(第4水曜日)

区分	授業期		休業期		
	月～金曜日	土・日曜日	月～金曜日	土曜日	日曜日
開館時間	8:30～22:00	12:00～22:00	8:30～21:00	13:00～19:00	
サービス時間	閲覧 OPAC検索	8:30～22:00	12:00～22:00	8:30～21:00	13:00～19:00
	貸出・返却 文献複写(コピーカード)	8:45～21:45	12:15～21:45	8:45～20:45	13:00～18:45
	レファレンス 文献複写(現金払) 相互利用受付	8:45～20:45	休止	8:45～20:45	休止

1. 閉館時の図書の返却は、建物南側のブックポストをご利用ください。

11. 留意事項

※以上は、学生生活関係についての主な項目であり、これらの項目以外にも学生生活に関係のある項目について、「学生情報の森 もみじ」(<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)に詳細が掲載されていますので参照してください。

III 規則關係

○広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
- 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
- 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
- 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
- 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
- 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
- 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
- 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
- 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
- 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
- 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科
歯学部	歯学科
	口腔健康科学科
薬学部	薬学科
	薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。
(教育研究上の目的)

第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4月1日から4月7日まで
- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

- (入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

- (学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入学を願い出た者
(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入学を願い出た者
(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入学を願い出た者
- 2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入学を願い出た者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。
- 3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

- (合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

- (入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

- (入学料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前 2 項に定めるものほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
 - (1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)
 - (2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあっては 7,800 円)
 - (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額
 - (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

- 2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

- 2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。
- 3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。
- 4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。
- 5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

- 2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

- 2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。
- 3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに關し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

- 2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。

以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

- 2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに關し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第28条第2項、前条第3項及び第4項並びに次条第1項及び第2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位等の認定)

- 第31条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第28条第2項、第29条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 4 前3項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 休学及び退学

(休学)

- 第32条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き3月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年内の休学を許可することがある。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第17条第9号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
 - 4 前項の休学期間は、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に1年内の休学を許可することがある。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
 - 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第33条 休学期間(前条第4項及び第6項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第34条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第35条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第6章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第36条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第37条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第38条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第7章 賞罰及び除籍

(表彰)

第39条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第40条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第41条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第42条 停学が3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第43条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上、薬学部薬学科にあっては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位、薬学部薬学科にあっては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。
- (2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては128単位、薬学部薬学科にあっては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、

第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
- (1) 特別の事情により期の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
- (2) 学年の中途で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
- (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
- (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

- 2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
	総 計	9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
	総 計	9,840

- 4 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。

- 6 この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 3 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあっては、次の表のとおりとする。

年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959

平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科 計	130 130		520 520
文学部	人文学科 計	140 140	10 10	580 580
教育学部	第一類(学校教育系) 第二類(科学文化教育系) 第三類(言語文化教育系) 第四類(生涯活動教育系) 第五類(人間形成基礎系) 計	180 88 84 88 55 495		720 352 336 352 220 1,980
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	140 40 180	10 10 20	580 180 760
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	150 60 210	10 10 20	620 260 880
理学部	数学科 物理科学科 化学科 生物科学科 地球惑星システム学科 計	47 66 59 34 24 230	10	188 264 236 136 96 940
医学部	医学科 保健学科 計	105 120 225		630 480 1,110
歯学部	歯学科 口腔健康科学科 計	53 40 93		318 160 478
薬学部	薬学科 薬科学科 計	38 22 60		228 88 316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420

	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
	総 計	2,343	80	9,924

○広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)

第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)

第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)

第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条—第 39 条)

第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)

第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)

第 7 章 授業料(第 49 条)

第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)

第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)

第 10 章 教員組織(第 55 条)

第 11 章 雜則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。
- 3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

　　総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

　　人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

　　学習科学専攻(博士課程前期)

　　特別支援教育学専攻(博士課程前期)

　　科学文化教育学専攻(博士課程前期)

　　言語文化教育学専攻(博士課程前期)

　　生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

　　教育学専攻(博士課程前期)

　　心理学専攻(博士課程前期)

　　高等教育開発専攻(博士課程前期)

　　学習開発専攻(博士課程後期)

　　文化教育開発専攻(博士課程後期)

　　教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

　　法政システム専攻

　　社会経済システム専攻

　　マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

　　数学専攻

　　物理科学専攻

　　化学専攻

　　生物科学専攻

　　地球惑星システム学専攻

　　数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

　　量子物質科学専攻

　　分子生命機能科学専攻

　　半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

　　医歯薬学専攻

　　口腔健康科学専攻

　　薬科学専攻

　　保健学専攻

　　医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該

標準修業年限の 2 倍の年数), 博士課程後期及び法務研究科は 6 年, 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は 8 年とする。

(学年)

第 11 条 学年は, 4 月 1 日に始まり, 翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 12 条 学年は, 前期及び後期の 2 期に分け, 前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで, 後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める各学期は, 前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 13 条 学年中の定期休業日は, 次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
- (4) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで
- (5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 学長は, 特別の事情があるときは, 前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は, その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは, 前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

第 2 章 入学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は, 学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず, 学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 15 条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において, 学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの

第 17 条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- 2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。
- 3 前 2 項に定めるものほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。
 - (1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となつたとき 23,000 円
 - (2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかつたとき その検定料相当額
 - (3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかつたとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

- 2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

- 2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、か

つ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の

教授会の議を経て、10単位(法務研究科にあっては30単位。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(法務研究科にあっては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(法務研究科にあっては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第41条 懲戒については、通則第40条から第42条までの規定を準用する。

(除籍)

第42条 除籍については、通則第43条の規定を準用する。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第43条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適當と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第44条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては4年)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れ

た研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に關しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格したときにも授与する。
- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに關連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(法務研究科にあっては 804,000 円)とする。ただし、
第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における
残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間
の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した
者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第
51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大
学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国
の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認
めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10
号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は
次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該
学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準
ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ 6 月分ず
つ(研究指導を受けようとする期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付
しなければならない。
- 3 既納の授業料は、返還しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第 52 条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定
を準用する。

第 9 章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第 53 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究する
ことを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生
として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雜則

(雑則)

第 56 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 保健学研究科、医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、新規則別表の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期		
		収容定員	収容定員		
		平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17	
	計	34	34	17	
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57
	展開医科学専攻		138	92	46
	薬学専攻		24	12	
	薬科学専攻	20			
	医歯科学専攻	20			
	口腔健康科学専攻	12	4	4	
	計	52	337	222	103
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291
	口腔健康科学専攻	12	4	8	
	薬科学専攻	18	3	6	
	保健学専攻	34	15	30	
	医歯科学専攻	12			
	計	76	119	238	357
総計		2,188	1,603	1,590	1,573

(略)

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度にあっては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成27年度	平成28年度
法務研究科	法務専攻	132	120
	計	132	120
総 計		2,166	2,154

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程、博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33

	物理学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	36	108	—	—
	計	36	108	—	—
総計		1,053	2,142	490	1,567

○広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条—第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条—第 18 条)
- 第 4 章 雜則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

- 2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。
- 3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
 - (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
 - (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関する協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあっては学部の教授会、研究科にあっては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めたときは、当該他の大学等の長に必要書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めたときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

- 2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。
- 3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

- 2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあっては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の学生であるときは、本学での

授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雜則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

○広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条—第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条—第 14 条)

第 5 章 雜則(第 15 条—第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試間に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)，かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適當と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

- 第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。
- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
 - 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

- 第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。
- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
 - 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
 - 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試間に代えて試験とする。

(審査期間)

- 第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雜則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

- 第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
 - (2) その名誉を汚辱する行為があつたとき。
- 2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならぬ。
- 3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

- 第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術

	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

別記様式第1号(第16条関係)

第2条第1項の規定により授与する学位記の様式

(大学を卒業した場合)

割
印

第 号

卒業証書 学位記

氏名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程(〇〇プログラム)を修めて本学を卒業したことを認め学士(「専攻分野」)の学位を授与する

年 月 日

広島大学〇〇学部長 印

広島大学長 印

別記様式第2号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式

(大学院の課程(博士課程リーダー育成プログラム及び専門職学位課程を除く。)を修了した場合)

割
印
第 号

学位記

氏名

年 月 日 生

修士課程

博士課程前期

本学大学院○○研究科○○専攻の
博士課程 を修了したので修(博)士(「専攻分
野」)の学位を授与する。

年 月 日

広島大学 印

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

割印

第 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程(〇〇プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年 月 日

広島大学 印

別記様式第4号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(専門職学位課程を修了した場合)

割印

第 号

学位記

氏名

年 月 日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇博士(専門職)の学位を授与する。

年 月 日

広島大学 印

別記様式第5号(第16条関係)

割
印

第　　号

学位記

氏名

年　月　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試間に合格したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。

年　月　日

広島大学　印

備考 第6条第4項の規定により各研究科が定める年限内に学位論文を提出した者に授与する学位記の様式は、この様式中「試問」を「試験」に代えたものとする。

別記様式第6号(第16条関係)

第2条第3項の規定により授与する学位記の様式

(学位論文提出による場合)

年　月　日

広島大学長　　殿

氏名　　印

学位申請書

貴学学位規則第4条第3項の規定に基づき学位論文、論文要旨、履歴書及び審査手数料○○○円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。

別記様式第7号(第16条関係)

学位申請書添付書類の様式

イ 論文目録の様式

(表紙)

論文目録

学位申請者

氏名 印

備考 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

題目 学位論文	公表の方法	公表年月日	冊数
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
参考論文			
1 -----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
2 -----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は、和訳をつけて、外国語、日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- (3) 学位論文をまだ公表していないときは、公表予定の方法及び時期を記載すること。
- (4) 論文の要旨は、400字詰原稿用紙10枚以内とすること。
- (5) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

□ 第4条第3項の規定による履歴書の様式

履歴書		
本籍(都道府県名) 現住所	氏名	年　月　日生
学歴		
年　月　日	年　月　日	
職歴		
年　月　日	年　月　日	
研究歴		
年　月　日	年　月　日	
賞罰		
上記のとおり違いありません。		
年　月　日	氏名	印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載する。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4とし、縦にして左横書きとすること。

○広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であつて経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
 - (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であつて、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者
- 2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
 - (2) その他学長が必要と認める書類
- 第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。
- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
 - (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であつて学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者
- 2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徵収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

- 3 第 1 項により徵収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
 - (1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日
 - (2) 10 月入学者 当該年度の 2 月末日
- 4 免除又は徵収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徵収猶予を申請した者に係る入学料の徵収を猶予する。
- 5 免除若しくは徵収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第 2 項ただし書により徵収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徵収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徵収猶予)

第 3 条の 2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徵収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 6 号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徵収猶予)

第 3 条の 3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徵収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 12 号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第 4 条 入学料の徵収猶予を申請した者について、第 3 条第 3 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 入学料の免除又は徵収猶予を申請した者について、第 3 条第 4 項の規定により徵収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除又は徵収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第 3 条第 5 項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 免除若しくは徵収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第 5 条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

- 2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - (1) 授業料免除申請書(別記様式第 3 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由が発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。
 - (1) 前期分 当該年度の8月末日
 - (2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。
(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。
- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条第2項関係)

入 学 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

※ 学部
研究科 専攻
専攻科

※ 学科・類(系)
※ 修士・博士前期・博士後期・博士
※ 専門職学位

入学年月 平成 年 月 ※ 入学・編入学
フリガナ
氏名 受験番号

平成 年度入学料の免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

別記様式第2号(第3条第2項関係)

入学料徴収猶予申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

※ 学 部

研究科

専攻

専攻科

入学年月 平成 年 月

※ 学科・課程・類(系)

※ 修士・博士前期・博士後期・博士

※ 専門職学位

※ 入学・編入学

フリガナ

氏 名

受験番号

平成 年度入学料の徴収猶予を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

なお、記載事項は事実と相違ありません。

(申請をするに至った理由)

別記様式第3号(第5条第2項関係)

授業料免除申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類(系)
研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士
専攻 ※ 専門職学位
専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
フリガナ
氏名 学生番号

平成 年度 期分の授業料免除を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(免除申請をするに至った理由)

(主たる家計支持者が無職・失職中の場合の生活費の出所)

休 学 歴	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()
	期 間	～	理 由	※留学・病気・その他()

別記様式第4号(第8条第2項関係)

授業料月割分納許可申請書

平成 年 月 日

広島大学長 殿

学部 ※ 学科・課程・類(系)
研究科 ※ 修士・博士前期・博士後期・博士
専攻 ※ 専門職学位
専攻科

入(進)学年月 平成 年 月 ※ 入学・進学・編入学 学年 年
フリガナ
氏名 学生番号

平成 年度 期分の授業料月割分納を許可くださるよう関係書類を添えて申請いたします。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

(月割分納申請をするに至った理由)

○広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

(長期履修の期間)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

- (1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの
- (3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。
- 3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更是、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

- 2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。
- 3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

- 2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。
- 3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあっては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあっては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあっては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があったときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

既修得単位等認定願

平成 年 月 日

(所属する学部又は研究科の長)

広島大学 長 殿

所属

学生番号

氏名

印

広島大学通則第31条

広島大学大学院規則第36条 の規定により既修得単位等の認定を受けたいので、

成績証明書を添付の上、下記のとおり申請します。

記

認定を受けようとする既修得単位等			認定を希望する広島大学の授業科目名等	
既修得授業科目名等	修得単位数等	単位を修得した大学(短期大学)・学部名又は研究科名、学修した講習名等	区分	授業科目

(注)1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

2 区分欄には、広島大学の各学部又は各研究科で定める授業科目の区分を記入すること。

3 成績証明書のほか、認定証明書、授業内容、学修内容を記載したシラバス等必要な書類を添付すること。

別記様式第2号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(学部学生用)

学生番号

氏名

広島大学通則第31条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして
単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する学部の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学(短期大学)・学部名、学修した講習名等						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

別記様式第3号(第5条第1項関係)

既修得単位等認定通知書(大学院学生用)

学生番号

氏名

広島大学大学院規則第36条の規定に基づき、下記のとおり広島大学において修得したものとして単位を認定する。

平成 年 月 日

(所属する研究科の長)

広島大学 長 印

認定する授業科目及び単位数等				認定の基礎となった既修得単位等		
区分	授業科目	認定単位数	評価等	既修得授業科目名等	修得単位数等	評価
単位を修得した大学院・研究科名						
備考						
※評価を含めて単位認定された場合はその評価を評価等欄に「秀」、「優」、「良」、「可」の4段階で表記し、単位のみ認定された場合は「単位認定」と表記しています。						

○広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることができる。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等
基礎	アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター グローバルキャリアデザインセンター
	プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2	
	人文社会系キャリアデザイン I (キャリア理論)	1	
	人文社会系キャリアデザイン II (キャリア開発)	1	
	理工系キャリアデザイン 1 (コミュニケーション, プрезентーション)	1	
	理工系キャリアデザイン 2 (ファシリテーション)	1	
	ストレスマネジメント	2	
	実務マネジメント—キャリア開発の視点から—	1	
	リーダーシップ手法—キャリア開発の視点から—	1	
	長期インターンシップ	2	
専門	論文英語修辞学	2	ライティングセンター 総合科学研究科
	科学者のためのプレゼンテーション術	2	
	文明共存論	2	
	英米社会論 (国際関係)	2	
	コア科目 A(現代リスク論)	2	
	コア科目 B(現代リスク論)	2	
	コア科目 A(総合情報論)	2	
	コア科目 B(総合情報論)	2	
	コア科目 A(文明と環境)	2	
	コア科目 B(文明と環境)	2	
選択	コア科目 A(創造と想像)	2	文学研究科
	コア科目 B(創造と想像)	2	
	総合人間学	2	

	学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究科
	理学融合基礎概論 B	2	理学研究科
	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理（Research Ethics）	1	
	コミュニケーション能力開発	2	
	MOT とベンチャービジネス論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	生物圏科学研究科
	学術ボランティア演習	1	
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

○広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあっては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあっては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は、平24年8月30日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成24年7月9日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

年　月　日

広島大学長 殿

ふりがな

氏名

(印)

生年月日 年 月 日 生

科 目 等 履 修 生 許 可 願

貴学科目等履修生として下記のとおり履修したいので、御許可願います。

記

最終卒業学校						
現職						
履修希望学部名 又は研究科名						
履修期間	自 年 月 日 至 年 月 日					
履修理由						
授業科目	単位数	前・後 通年の 別	単位認定の 要・不要	承諾印	履修証明プログラム履修生としての履修の有無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
同一年度における他の学部又は研究科での履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は学部名又は研究科名 [] 同一年度における履修証明プログラム履修生としての履修の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合はプログラム名 []						

(注) 1 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

- 2 「承諾印」欄は、事前に受講が可能であることを授業担当教員に確認の上、押印を依頼すること。
- 3 許可願は、学部又は研究科ごとに別葉とすること。

○広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年3月31日規則第51号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関する必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第3条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第4条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第5条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第6条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第7条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第8条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成20年1月15日規則第7号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合

　　退学又は停学

② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合

　　停学又は訓告

③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合

　　訓告

④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合

　　学部等の指導(学部長厳重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主觀的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の处罚の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招來した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

5 懲戒の手続き

(1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

(2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

(3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

(4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

- (2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な情況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書類等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雜則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成26年2月18日 一部改正)

- 1 この指針は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式(8関係)

懲戒告示

このたび、本学学生が学生の本分に反する行為を行ったため、広島大学通則第40条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、告示する。

今後このような不祥事が再発しないよう、学生諸君の一層の自覚を促すものである。

記

事案の概要 ○○○○

懲戒の種類 ○○

処分年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

広島大学長

○広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

(平成 22 年 9 月 21 日学長決裁)

広島大学学生懲戒指針の運用について(申合せ)

広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)の規定に基づき、運用等については以下のとおりとする。

記

1 広島大学懲戒指針(以下「指針」という。)4(2)「悪質性の判断」について

原因行為の「悪質性」の有無は、原則として、その行為が加害者たる学生の故意によるものか否かで判断するものとする。ただし、故意であっても、当該行為自体に強度な違法性が認められない場合は、「悪質性」は存在しないことになる。

2 指針 4(4)「懲戒の具体例」について

指針 4(4)は、凶悪犯についてはその原因行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認められるから、指針 4(1)「懲戒等の目安」にいう①に該当し、凶悪犯以外の行為は、原則として「悪質性」は認められるから、同②に該当するとする考え方によれば、

もっとも、凶悪犯以外の行為であっても、原因行為の「悪質性」が否定されて、③又は④に該当すると判断される場合もある。また、凶悪犯以外の行為であっても、結果の「重大性」を勘案し、①に該当すると判断すべき場合もある。

例えば、他人の住居に侵入した場合、与えた損害が軽微であっても行為に「悪質性」が認められるから、②に該当することになる。これに対して、小学校等のフェンスを乗り越えてプールに侵入した場合など、同様に住居侵入であっても、当該行為の性質を勘案すると「悪質性」は認めがたく、当該小学校等に何らの損害も与えていないのであれば、結果の「重大性」も認められないから、④による学部等での指導で足りることになる。

また、傷害の場合、凶悪犯には当たらないという意味では、②に該当することになるが、人身損害を発生させた以上、それが軽微なものでない限り、①に該当することになる。

次に、大麻などの薬物の所持、使用又は栽培などは、その行為が社会に与える影響を考慮し、行為の「悪質性」も結果の「重大性」も認めることができ、原則①に該当することになる。

なお、指針 4(4)エに記載のとおり、道路交通法違反のうち、比較的軽微な違反(駐車違反、一時停止違反等)については、行為の性質からして「悪質性」を認めるほどのものとはいえず、結果においても損害といえる損害を与えていない以上、①から④のいずれにも該当しないものとしている。

3 指針 5「懲戒の手続き」について

- [1] 指針 5(2)ウに規定する審査会の審査に当たり、審査会は原則として懲戒の対象とされる学生に対して、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。
- [2] [1]による意見陳述は、指針 5(5)の口頭又は文書による意見陳述にもって代えることができるものとする。

4 指針 8(3)「推薦書類等への記載の禁止」について

指針 8(3)では、指導教員等の本学関係者が、懲戒を受けた学生の就職、進学にあたって作成する書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならないものとしているが、本学教職員は、学生本人に対しても、就職、進学に際して学生が作成する履歴書等の身上書に懲戒の有無、その内容等の事項を記載する必要はない旨の指導をすることが望ましい。

附 則

この申合せは、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあってはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあっては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあっては当該学部の長に、他の施設の場合にあっては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
- (2) 日時及び場所
- (3) 責任者の氏名
- (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
(掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないよう十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

○広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあっては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後に交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあっては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第9条 この細則(第4条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第2条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあっては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第4条本文中「学部にあっては広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)第4条に定められた修業年限、研究科にあっては広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号)第6条から第9条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあっては「許可された研究期間」と、科目等履修生にあっては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和31年9月14日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成23年10月18日 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

別記様式(第2条関係)

(表)

(学章)	広島大学学生証		
学生番号			
入学年度	年度		
所属			
(写真)			
氏名			
生年月日	年	月	日
有効期限	年	月	日
上記の者は、本学の学生であることを証明する。			
年 月 日			
広島大学長 印			

(裏)

(磁気ストライプの位置)	
1 本証は、本人以外これを使用することはできない。	
2 本証は、常に携帯しなければならない。	
3 本証を紛失・破損等したときは、速やかに発行者に届け出て、再交付を受けること。(有償)	
4 受験の際及び証明書又は割引証等の交付を受けるときは、本証を職員に提示すること。	
5 本証は、本学職員の請求があったときは、いつでもこれを提示すること。	
6 本証は、学籍を離れたとき、又は有効期限が経過したときは、速やかに発行者に返納すること。	
7 本証は、ICチップ破損防止のため、絶対に折り曲げないこと。	
【連絡先】国立大学法人広島大学 〒739-8511 広島県東広島市鏡山1-3-2 TEL 082-422-7111(代表)	

↑
5.4 cm
↓

< ━━━━ 8.5cm ━━━━ >

○広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポートナー養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポートナー」という。)数十人
 - (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポートナーに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
 - (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポートナー及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人
- 2 ピア・サポートナー及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

○広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年3月30日規則第44号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

○身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 *1、②普通文字の読み上げ、③録音テープの再生、④フロッピーディスク *2、などによる。
- 2 解答形式は、①点字 *1、②口頭、③テープ録音、④ワープロ *3、などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ *4、②口頭 *5、③テープ録音、

- ④代筆 *6、などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 *7 などによることも可能とする。
 - 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
 - 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
 - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
 - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
 - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
 - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
- 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
 - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
 - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
 - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
 - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
 - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
- 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。

- 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- * 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の
1 点訳を依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。
- また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあつたり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。
- 点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。
- * フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読み取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- * 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- * 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手の指でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- * 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- * 代筆者の選定にあたって、上記*5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- * 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るために、各学期ごとに特別措置の措置状況をとりまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成 17 年 11 月 1 日 一部改正)

この申合せは、平成 17 年 11 月 1 日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成 17 年 7 月 15 日から適用する。

(略)

(注)(平成 20 年 5 月 14 日 一部改正)

この申合せは、平成 20 年 5 月 14 日から施行する。

○社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

(取消し)

第 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

7

(準用)

第 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

証 明 願

広島大学長 殿

学部(研究科)等
氏 名

このことについて、下記のとおり社会貢献活動に従事しましたので、証明願います。

記

- 1 従事した社会貢献活動 (具体的に)
- 2 従事した期間
- 3 その他参考となる事項

上記のとおり推薦しますので、証明書の発行をよろしくお願いします。

年 月 日

(所属する学部、研究科又は専攻科の長)
広島大学 長 印

備考 証明願の提出に当たっては、可能な限り社会貢献活動を証明する書類等を添付してください。

学章 第 号

証明書



学部(研究科)等
氏名
生年月日

上記学生は、次のとおり社会貢献活動に従事したことを証明します。

従事した社会貢献活動	
従事した期間	
その他特記事項	

年 月 日

広島大学長 印

○期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目的試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目的評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目的試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目的評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目的期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

○広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に關し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適當と認めた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 研究生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条

第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、
徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生
規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

別記様式(第3条第1項関係)

年 月 日

広島大学長 殿

ふりがな
氏名 印
年 月 日生

研究生許可願

貴学研究生として、下記のとおり研究したいので御許可願います。

記

最終卒業学校			
現職			
現在までの研究歴			
研究場所			
研究期間	年 月 日	～	年 月 日(か月)
指導教員	職名	氏名	
研究題目			
備考			

(注) 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

○ 広島大学研究生規則生物圏科学研究科取扱内規

平成 24 年 5 月 28 日
研究科制定

(趣 旨)

第 1 条 この取扱内規は、広島大学研究生規則第 5 条の規定に基づき、生物圏科学研究科における研究期間及び願い出期限の特例を定めるものとする。

(研究期間の特例)

第 2 条 研究期間は、1 月以上とし、毎月 1 日に始まり当該学期の末日又は学年の末日に終了するものとする。ただし、現職教育職員の研究終了日は学期の中途とすることができる。

(願い出期限の特例)

第 3 条 願い出期限は、研究開始日の 7 日前までとする。

附 則

この内規は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

○広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適當と認めた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
 - (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
 - (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
 - (6) 医師の健康診断書
- (受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき29,700円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月末満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第14条 研究留学生については、第3条及び第6条第1項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第3条第3号及び第5号に掲げる書類及び第6条第1項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

- 2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第3条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。
- 3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第7条及び第8条の規定を適用しない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和47年広島大学規程第5号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成25年3月12日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

- 第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。
- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めたときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

- 第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

- 第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

- 第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てができるものとする。

(雑則)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成11年広島大学規程第12号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。

3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

○広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はバスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあっては当該部局等の長、その他者にあっては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舎又はががら職員宿舎に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全

教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の1年次生及び2年次生

ロ 池の上学生宿舎又は国際交流会館に居住している者

ハ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(3) 商用等のため構内を訪れる業者

(4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で、次に該当するもの。

イ 職員にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者

ロ 学生にあっては、任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、安全教育を受講しているもの

(5) 本学における教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者

(6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者

(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第5条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前条第1号から第3号までに該当する者 次に掲げる期間

イ 每年理事が定める日から4月15日まで

ロ 每年理事が定める日から10月15日まで

ハ 4月16日以降及び10月16日以降(ただし、駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)

(2) 前条第4号から第6号までに該当する者 隨時

2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は、別紙第1のとおりとする。

3 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があった場合は、部局等の長は、当該各号に規定する期間を限度として、当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。

(1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1週間

(2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1月

(3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3月

4 前条の規定にかかわらず、自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは、関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。

(1) 部局等以外に所属する本学の職員が、一時的に自動車により入構するため、ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し、その用務を申し出て、認められたとき。

(2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が、一時的に入構するため、用務を申し出て、認められたとき。

(経費等)

第6条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については、自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし、その負担金(以下「利用者負担金」という)は、自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、午後9時から翌日午前6時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。
- 3 第1項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし、日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者	
(1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

- 4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。
- 5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。
 - (1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取り下げた場合 納付した額
 - (2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額
 - (3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額
 - (4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額
 - (5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額
 - (6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

- (7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から
構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に 500 円を乗じた額
(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第 7 条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

- (構内駐車証等の有効期限等)

第 8 条 構内駐車証等の有効期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間を限度とする。

ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

- (ゲートの運用)

第 9 条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第 2 のとおりとする。

- (遵守事項)

第 10 条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。
- (2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。
- (3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

- (指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

- (違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を探ることができる。

- (1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。
 - (2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。
- 2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあっては指導教員又はチューター、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

- (放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を探った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

- (事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

附 則(平成 26 年 11 月 20 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

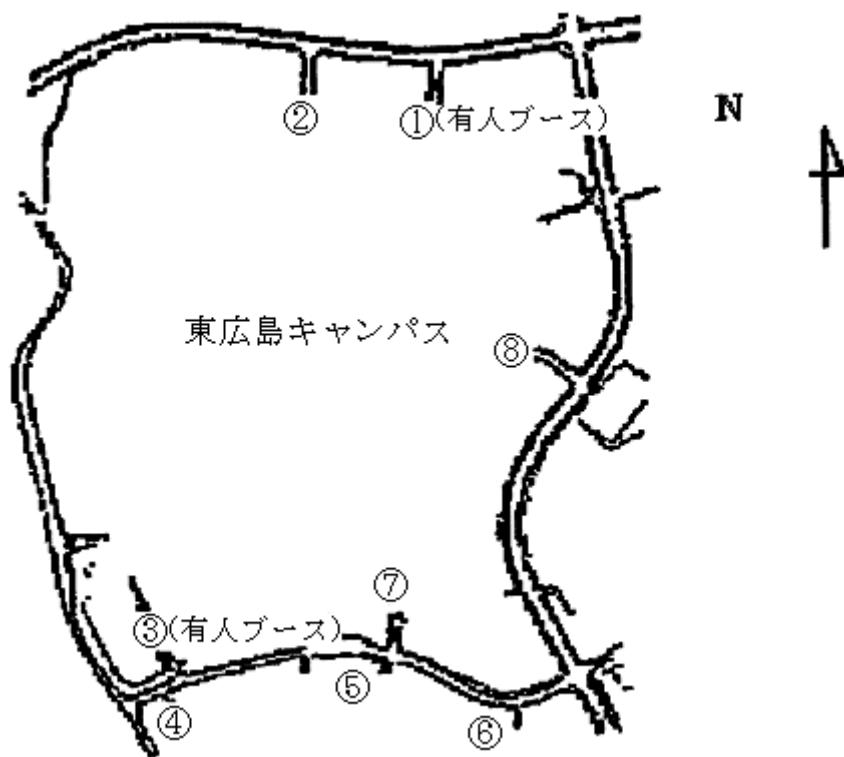
別紙第1(第5条第2項関係)

区分	構内駐車証の種類	職員証・学生証・パスカードの種類	申請の受付期間	申請者	申請書の受付及び交付担当(以下「受付担当」という。)	交付申請書等
自動車	構内駐車証(別記様式第3号) ・常時又は一定の期間入構する者	本学が発行する職員証又は学生証	理事が定める日から4月15日又は理事が定める日から10月15日	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式
				学生 (第4条第2号に該当する者)		
				商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	パスカード(別記様式第5号)	本学が発行する職員証又は学生証	4月16日及び10月16日以降(駐車場に余裕がある場合のみ受付)	職員 (第4条第1号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式
				学生 (第4条第2号に該当する者)		
				商用等のため構内を訪れる業者(第4条第3号に該当する者)	管財グループ	構内駐車証等交付申請書(別記様式第1号)
	パスカード(別記様式第5号)	本学が発行する職員証又は学生証	随時	職員 学生 (第4条第4号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式
				教育、研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者(第4条第5号に該当する者)		
	本学が発行する職員証又は学生証	随時(駐車場に余裕がある場合のみ受付)		職員 学生 (第4条第6号に該当する者)	所属部局等の支援室	理事が定める様式 交付申請理由書(様式自由)

臨時構内駐車 証(別記様式第4 号) ・臨時に構 する者	なし	随時	職員 学生 外来者	第1ゲート及び第 3ゲート	
		構内駐車証等を 紛失した時	構内駐車証等の交付又は貸 与を受けた者	当初交付又は貸 与を受けた際の 受付担当	紛失届 (別記様式第6号)

別紙第2 ゲートの運用等(第9条関係)

1 ゲートの配置



2 ゲートの運用

(1) 平日

- ・ 終日規制を行う。

ただし、許可を受けていない職員、学生で特別な事情により自動車で入構する必要がある場合は、身分証明書等を提示のうえ、18:00以降ゲート①(18:00~6:00)を利用することができる。また、16:30以降ゲート④(16:30~21:00)を開放する。

(2) 土・日・祝日(年末・年始含む)及び休業期間

- ・ 昼間(6:00~21:00)の規制は行わない。

参考

- 春季休業 (4月1日~4月8日)
- 夏季休業 (8月1日~9月30日)
- 冬季休業 (12月24日~1月7日)
- 学年末休業 (2月12日~3月31日)

別紙第3 指導及び取締り等(第12条関係)

告 知 書

この車両は、広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則に下記のとおり違反していますので、同細則第12条の規定により下記のとおり措置します。

平成 年 月 日 時間 :
広 島 大 学

記

違反事項(○印が違反事項)

1. 構内駐車証がありません。
2. 構内駐車証の有効期限が切れています。
3. この場所は、駐車禁止です。
4. この場所は、外来者用の駐車場です。
5. この場所は、身障者用の駐車場です。
6. この車両は、長期間放置された車両です。

措置

- ・車両を動かせないように固定しております。
- ・固定解除を受けようとする者は、下記固定解除承諾願に記入の上、固定解除承諾書に、学生にあっては指導教員又はチーファー、職員にあっては部局等の長、学外者にあっては用務先の部局等の長の署名、押印を受けて、日曜日、土曜日及び祝日を除き、8時から17時までに交通指導員の詰所(下記参照)へ出頭してください。
- ・出頭しないで車両を動かしたために生じた損害については、広島大学は責任を負いません。

詰 所

工 学 部 東地区エネルギーセンター(東体育館前)2階
総合科学部 警備員室
理 学 部 警備員室
教育学部 警備員室

固定解除承諾願

運転者氏名 _____
車両番号 _____

以後、「広島大学東広島キャンパス構内交通に関する細則」を遵守いたしましたので、固定解除の承諾をしてくださるようお願いします。

固定解除承諾書

上記運転者の車両の固定解除を承諾する。

平成 年 月 日

署 名

印

別記様式第1号

構内駐車証等交付申請書
(自動車)

平成 年 月 日

申 請 理 由		・新規　・更新　・自動車の変更　・その他
申請期間(パスカード)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
業者等	会 社 名 等	電話番号 () —
	所 在 地	
	フリガナ 氏 名	
	主たる用務先	
	現 在 の パ ス カ 一 ド 番 号	
登録申込車	車 种	乗用車(普・軽)　貨物車(バン・トラック)　その他
	車 名 (色)	(色)
	車両番号	
	自動車(任意)保険契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
		担当者確認印

*この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(パスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

以下の欄は記入しないで下さい。

交付年月日	平成 年 月 日		
駐車証番号		パスカード	・年券　・半年券　・1ヶ月券

利 用 者 負 担 金	
-------------	--

別記様式第2号

構内駐車証等貸与申請書
(自動車)

平成 年 月 日

入構年月日		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
外来者等	会社名等	電話番号 ()		
	所在地	—		
	フリガナ名 氏名			
	主たる用務先			
登録申込車	車種	乗用車(普・軽)	貨物車(バン・トラック)	その他
	車名(色)	(色)		
	車両番号			
	自動車(任意) 保険契約期間	平成 年 月 日	~	平成 年 月 日
申請理由				
パスカードNo.				
	部局等担当者確認印			

※この申請書に記載された個人情報は、構内駐車証(パスカード)の発行手続き及び東広島キャンパス内に駐車する車両の管理等を行う目的で利用するものであり、この目的以外の目的で利用又は提供することはありません。

表面

構内駐車証	
職員・学生 (外来者等)	
氏名	
連絡電話番号	
車両番号	
有効期限	

広島大学東広島キャンパス

裏面

注意事項
<ol style="list-style-type: none">歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。構内駐車証は、運転席前面に置くこと。構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。駐車場以外の場所に駐車しないこと。外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。交通指導員の指示に従うこと。緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。 <p>違反に対する措置</p> <ol style="list-style-type: none">違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

別記様式第4号

運転席前面に置くこと。

臨時構内駐車証

(注) 有効期限は、当日限りです。

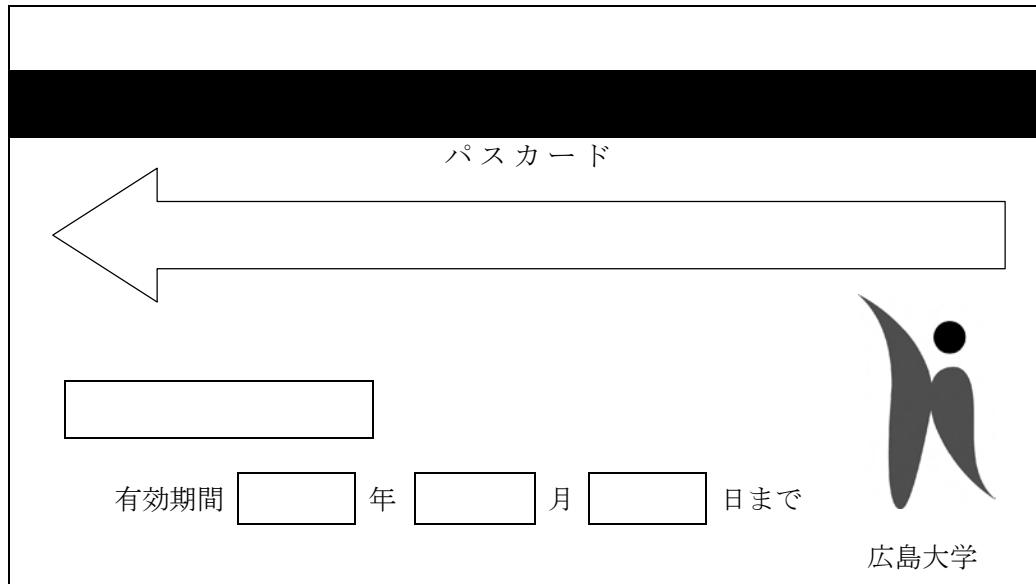
入構年月日	平成 年 月 日
運転者氏名	用務先
勤務先・所属部局又は住所所	連絡電話番号(内線)
注意事項	<p>1. 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。 2. 構内では、時速20キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。 3. 駐車場以外の場所に駐車しないこと。 4. 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。 5. 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。 6. 交通指導員の指示に従うこと。 7. 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合等で、臨時に規制を行うときには、これに従うこと。</p> <p>違反に対する措置</p> <p>1. 違反者については、告知書を違反車両にのり付けした上、車両を固定する。 2. 違反回数が3回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。 ただし、駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。</p>

この記載事項は、緊急に車両の移動をお願いする際に利用しますので、必ず記載してください。

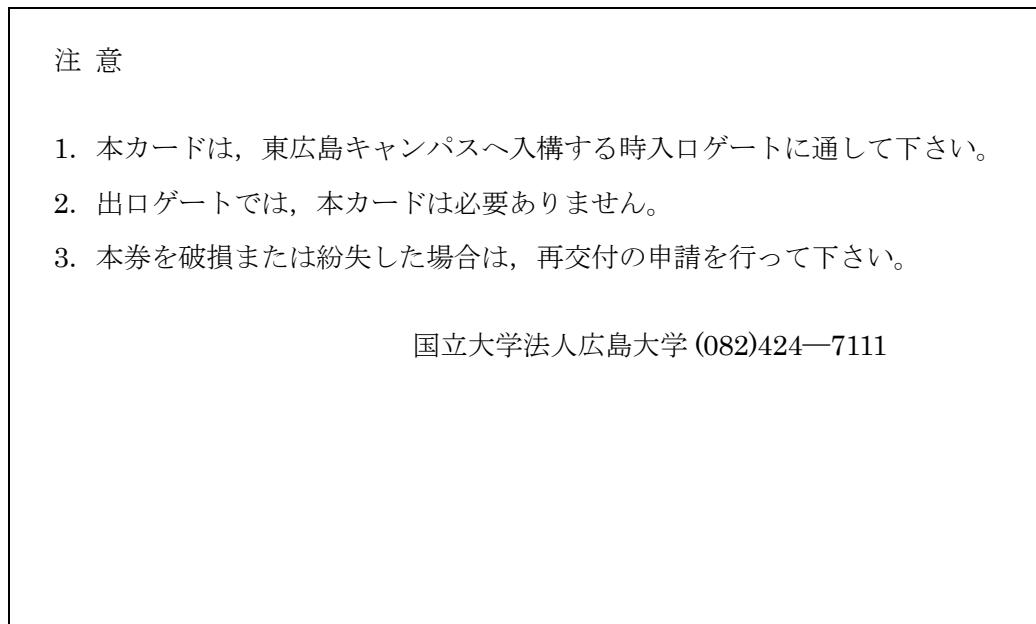
広島大学

バスカード(年間券, 半年券, 1ヶ月券)

表面



裏面



平成 年 月 日

紛失届

学生番号

職員番号

氏名

下記理由によりパスカード(駐車証)を紛失しましたので、再発行方よろしくお願ひします。

理由 : _____

以下の欄は記入しないで下さい。

旧パスカードNo.

新パスカードNo.

○学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日
副学長(教育・研究担当)決裁

I 学部学生の学業に関する評価について

1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

(1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

- ② 0～100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

(2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき、到達度の評価は、「極めて優秀」、「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については、以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
(2) 各学期（直前の期）及び通年（入学後から直前の期）で計算するものとする。
(3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い、その評価は、次のいずれかによるものとする。

1. 秀、優、良、可及び不可の5段階評価とする。なお、不可については、その評価が出席回数不足、期末試験未受験等の理由による場合、学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は、100点満点で採点した場合に、90点以上を秀、80～89点を優、70～79点を良、60～69点を可とし、60点未満は不可（不合格）とする。

2. ただし、特別な理由により、5段階評価により難い場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、成績評価は付さない。
2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

IV 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

(注) (平成22年3月16日 一部改正)

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

(注) (平成23年3月10日 一部改正)

この改正は、平成23年4月1日から適用する。

(注) (平成27年1月7日 一部改正)

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

○気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日

理事(教育担当)決裁

気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては、次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス、霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、両地域の警報が解除された場合は、解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で、授業を実施することが困難であると理事が判断したときは、当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし、警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は、理事の指示により、判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪のいずれかの警報が、広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から、暴風、大雨、大雪又は暴風雪以外の警報が、広島市又は東広島市の両地域に対して、又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が、事故、大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他、事件・事故等が発生し、構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき、各学部長又は各研究科長は授業を休講とするかどうか判断することとし、決定した措置等については、速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず、理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は、休講措置を講じることができるものとする。